第二項　秦皇島積出歐洲向特産運賃率問題

滿洲の海運は現在に於ては大連浦鹽兩港が之を代表すること前節に述べた。蓋しこの兩港は滿洲より及滿洲へ海路出入する物資の九割以上を呑吐するが故である。然るに近年に於ける滿洲鐵道網の急激なる發達によつて、特にそれが經營者を異にする關係より、從來の輸送經路に何等かの變化を招來せんとするの汽運が醞釀されて來た。卽ちその意味するところは結局滿洲の特産物を何れの港より積出すべきかの問題となるのである。更に之を端的に云へば、支那側鐵道がその繁榮を所期せんが爲に自家の港灣に據らんとするの諸計畫を指す。葫蘆島の築港はその最も明瞭にして且主要なる一つであるが、その開港までには尙歲月を要するので、現在の要に應ずるには旣成港灣を可及的に活用せんとするのは蓋し理の當然である。謂ふ所の秦皇島歐洲向特産運賃率問題とは卽ちかゝる方寸より出でたる支那鐵道の策動であつたのである。

元來秦皇島は開平炭の積出港であつて、滿洲特産物の輸出には殆んど關與するところがなかつた。從つて支那歐洲航路に配船する有力二十三社を網羅する歐洲復航運賃同盟が大連及牛莊より積出す大豆は、オプン、カーゴーとする卽ち同盟賃率を摘要せずこの規約をなせる際にも、秦皇島に就いては、之に關し何等の注意を拂ふことなく又その必要もなかつたのである。これが爲、秦皇島より大豆が積出される場合は、當然同盟運賃率の拘束を受けることゝなるのであつて、之秦皇島を大連牛莊同樣特産輸出港として活用せんとする計畫に不利なるは明かである。北寧鐵路當局が歐洲復航同盟に向つて秦皇島積出の分にも同盟率より解放せんことを提議するに至つたのはかゝる理由に因るのである。

この問題が關係船會社は勿論一般の活目を惹いたのは、大連が日本船主にとり有利な根據地であつて、成る可くそれ以外の地に競爭範曲を擴大することは好ましからざること、及び大連港の繁榮に對する影響如何の問題としてゞあつた。而して運賃同盟の該提議に關する諾否は年內には決定を見なかつたが、明けて一月遂に承諾の旨回答した。本問題は可成りセンセーショナルな辭句を以て、恰も直ちに滿洲海運の情勢に重大影響を惹起するが如くに傳えられたのであるが、本問題自身はその內容が示す如く何等積極的材料ではあり得ない。寧ろ支那側最近の滿蒙に於ける新交通政策の片鱗として聊か注目に價する問題であつたと思はれる。

乍然、秦皇島がこれによつて將來滿洲特産物輸出港として進出するに就き、兎も角も大連牛莊兩港と對等の條件に置かれたことは等閑視するを得ない事柄であると云はねばならぬ。（夷石）

第六節　自動車交通

滿蒙に於ける自動車交通は、歐洲大戰に依て漸く之が發達の萌芽を見、當時は哈爾濱市を中心とし、冬季郊外著名の都邑出稼運轉をなし、夏季は復歸して市中運轉をなす狀態であつたが其後の發達に目覺しきものあり、長距離運轉に在ては自動車專用道路の築造が各地に企圖或は改修を促進するに到り、斯業經營上漸く一新紀元を劃し今や滿蒙幹

線鐵道沿線と直角或は斜角線狀に運行して、奥地都邑と連絡し、漸次長距離運轉を敢行する傾向を馴致せられた。

然し之等各地方に運轉するものは殆んど乘客用にして貨物輸送用としては關東州内及西部露支國境地方に於て不定期的に運行せらるる外主要地内の短距離運轉に過ぎない。其他産業方面に利用するものは北部興安嶺林區に於て木材運搬用及黑龍江省の一部地方にて農耕用として試用せられつゝあるが、未だ極めて振はない現狀であつて試驗時代に屬する而して各地に於ける運轉は概ね（市街地を除く）各河川沼澤の凍結せる冬季にして、四季を通じて運行するは洮南、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、等各地方の一部であつて降雨期に際しては、その運行は不可能に陷るを免れない而て概ね各年十月下旬より翌年三月頃の約六ヶ月間運轉するを普通とし、夫以外の期間は鐵道沿線主要都市に於てし冬季再び當該地方の運轉に從事するを普通とする各地に散在する各種自動車の數量はその確數を知るを得されども從來の分布狀態より推算すれば約五、三〇〇餘臺と推定する

關東州内地方	一、一〇〇臺
關東州外滿鐵沿線地方	一、六〇〇
四洮洮昂沿線地方	一〇〇
瀋海吉長吉敦沿線地方	一三〇
東支沿線地方	九〇〇
哈爾濱地方	一、三〇〇
呼海松花江沿岸黑河附近地方	二三〇
計	五、三六〇臺

今之を東三省竝各地に於ける總人口と對照するに

人口と自動車比數

國別	自動車數當	人口割合
東三省	一臺當	五四、〇〇〇
關東州及滿鐵附屬地	一臺當	八、九〇〇
日本	一臺當	一、二五〇
米國	一臺當	五

更に滿州に於ける五〇臺以上を運轉する都市は次の一一ヶ所である。

大連　旅順　奉天　撫順　安東
長春　吉林　哈爾濱　安達　齊々哈爾　滿洲里

而て、車種に就て見るに初期時代に於てはフォード型が全盛であつたが、最近各種優秀車續出し、殊に近來勃興せる長距離バス運轉の如きは堅牢なるインターナシナル、グラハムブラザー、ドッチ等が需要せられ、經營上投資金は多額を要するも、畢竟堅牢なる耐久力に富むものが採算上有利であつて、舊來型は追年改良せられつゝある。

各地に運轉するものは、實に其の種類六十餘種に亘り、極めて復雜を呈してゐる、之等の輸入系路は歐米仕出大連經由及營口安東であるが、その内で大連が最も多い。

自動車及燃料輸入年表

種別	大正十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
自動車燃料	一、一〇〇、五八一瓦	二、〇三六、九三六	二、八五八、〇〇七	二、三六九、六一三	四、八四一、〇八六	六、七〇五、一三八	三、五八四、六〇〇

右の如く逐年輸入數量を增加し、殊に燃料に於て尤も遞增しておるが、一方に於ては鞍山產出のベンゾールも亦、奉天以北地方に相當數量を移出し、輸入ガソリンと混戰狀態を現出しておる。

斯の如く既に鐵道の東北各省主要都市を連絡し、自動車は之等鐵道と相連絡して郊外都邑と相通じておるのであるが、未だ其運行範圍は僅に直角又は斜角線狀を走る短距離にして、その營業期間は概ね冬季間であつて之が延運轉距離概算約三二、八〇〇支里中全年を通じて運行する延里程は、僅に七、〇〇〇支里に過ぎないもの、樣である。

而て之等は前陳の如く乘客用であつて貨物用運轉發達の遲々たるは、各種の原因を有すると雖、自動車運轉要件の第一要件たる道路の不適と共に在來輸送機關たる馬車に妨げられ所期の採算に合致しない爲である。

然し從來の鐵道中心主義卽ち軌道交通輸送は建設費に巨額の固定資金を必要とするに反し、自動車輸送經營はその半額を以て經營が出來るのみならず、軌道輸送の如く限られたる、一定路線の輸送でなく全く自由に路線を撰擇し得るのである滿蒙の地は一部地方の山岳地帶を除く外、所謂平野であつて自動車路の建設には鐵道建設費の數割を以て修築が出來ることを考ふる時、自動車による貨客輸送の將來は多幸なりと云はねばならぬ。（上之薗）

第七節　空運

滿蒙に於ける空運は、關東州內に於て我日本航空輸送株式會社の內鮮滿連絡輸送のコースに由て、大連東京間の旅客輸送をなしておる外、未だ何等施設なく全く試驗地域にして、僅に南京、北平、滿州里間の航空輸送を開始して歐露と連絡せんとする計畫並に且つ國民政府軍政部に於て南京—哈爾濱、齊々哈爾間の計畫とがあるのみである。

我日本航空輸送會社は昭和四年四月の創立に係り、資本金一千萬圓政府補助金一九、九七〇、〇〇〇圓（十一ヶ年間を以て組織し、東京、大阪、福岡、蔚山、京城、平壤、大連間の旅客郵便物の空送を開始したのであるが、その業績を見るにその收支は凡て採算を渡外視して只管斯業進步發達を助成するの主旨に在るもの、如く、今昭和五年度の輸送成績を表示すれば左の如し。

內鮮滿連絡航空輸送成績表（昭和五年度）

月別	回數	旅客數			郵便物			貨物數		
		發	著	計	發	著	計	發	著	計
四月	二六	二五	一四	**三九**	一、二〇三	六一八	**一、八二一**	一、〇〇〇	四一、六五〇	**四二、六五〇**
五月	二五	三一	二七	**五八**	一、六二八	六七〇	**二、二九八**	一三、〇八〇	三八、八四〇	**五一、九二〇**
六月	二四	三七	二〇	**五七**	一、七二四	六五二	**二、三七六**	一六〇	二五、六五〇	**二五、八一〇**

使用機　フォッカー式スーパーユニバーサル　大連——福岡間は陸上機　福岡——大阪間は水上機　大阪——東京間は陸上機

七月	一三	一三	一〇	二二	六、一四〇	一三三	六、二七三	二、二五〇	二、〇〇〇	四、二五〇
八月	二五	三二	二〇	五二	一、二一四	五八三	一、七九七	一、一二〇	六、〇〇〇	七、一二〇
九月	二六	三三	二三	六六	一、四六六	七五九	二、二二五	一三、三三五	三、四一〇	一六、七四五
十月	二七	五〇	三七	八七	二、六四〇	九五九	三、五九九	二八〇	六二、一一〇	六二、三九〇
十一月	二四	四四	三四	七八	二、〇六三	九二六	二、九八九	二〇、三一三	一七、二四〇	三七、五五三
十二月	二七	四一	二三	六四	二、九三三	一、一七二	四、一〇五	一〇、三四〇	五一、四三〇	六一、七七〇
一月	二六	三四	八	四二	二、二一五	九三九	三、一五四	八、六八〇	二三、九七五	三二、六五五
二月	二四	三三	二二	五五	二、五八七	八七九	三、四六六	—	三五、五七〇	三五、五七〇
三月	二五	三七	二六	六三	三、八四七	一、四七二	五、三一九	八三、七六〇	一七、六〇〇	一〇一、三六〇
合計		四〇九	二七四		二四、三四〇	九、七六二		一五四、三八〇	三三五、四七五	
平均	二四	三四	二三		二、〇一一	八一四		一二、八六〇	二七、一二三	

發著回數は一ヶ月平均二十四回（上り下り共）であつて、乘客數は上り卽ち大連發一ヶ月三十四人、大連到著二十三人、大連發旅客が到着に比して約三割增加である。大連、平壤、京城等の滿鮮間の往復に利用する者多く、東京、大阪より來連する者は、汽船便を利用する者多き爲、比較的到著數が少ないもの、樣である。東北省に於ては軍事上の施設ではあるが、東北陸軍航空處あり、飛行機二十餘臺を有し、廣大なる飛行場及飛行機製作工廠を設置し、航空術指導の爲には日本陸軍飛行將校を招聘して居る、尙中央政府軍政部の訓令に基き各省に軍用航空場の設置を指令し既に各地に於てはその開設を終へたるもの、如くである。

斯の如く滿蒙航空界は日本航空輸送會社以外に於て記すべきものないが、支那本土に於ける空運の漸く盛ならんとす折柄なるを以て、次に全支那の航空界の現狀を畧述して置かふ。

一九一九年各國が航空の發達を認め共通法規の制定が全般の利益であるのと爭議防止の目的を有する一定の主義及規則を速に取極め空中交通に依る國際間の平和的交際を奬勵せんとの趣旨に基き各國委員が巴里に於て協議した際支那は之に同意はしたもの、爾來度々の政變其他の爲遂に未だ國際航空法締約の批准に到らず、世界締盟國の權利を保持し得ない關係にあるので、國際的斯業の施設に自他共に支障を生ずることは免れない。現に我航空會社內鮮滿間のコースに於て平壤大連間の鮮滿國境以南關東州外の上空は、餘儀なく海上を飛翔せねばならぬ關係に置かれてゐる。且同社の大阪、福岡より上海に到るコースの飛翔も亦支那側の充分なる了解を得るに到らず現在に及んでゐることは東洋航空界發達上大なる遺憾である。

飜て全支那に於ける航空界の現狀を通覽するに、今や世界各國の競爭場裡の觀を呈し、盛に斯業の優先權獲保に努め或は、機體賣込みに或は飛行士養成に或は又飛行機製作工場創設等に只管利權獲得に腐心してゐる。その主なるものは英、米、佛、獨等にして米國は中國航空公司マニラ飛行公司、英國は極東空中輸送公司、佛國は中佛航空公司、獨國は獨支航空公司、獨支飛行機製作廠、和國は和支飛行機製作廠を各計畫して、支那當事者と接衝し、各之が實現に

全力を傾倒してをる。今支那軍閥の昭和五年度に於て各國より購入した數量を示せば、次の如くである。（昭和五年度）

購入國	關係當事者 蔣介石	張學良	其他	計	摘要
英國	四八臺	九	一六	七三	其他は馮、閻等の如き中部及南部の主要軍首である
米國	五四	—	二四	七八	
獨國	一〇	一	一〇	二一	
佛國	一〇	一三	二三	四六	
伊國	—	—	二〇	二〇	
チッエク	—	四	—	四	
計	一二二	二七	九三	二四二	

曩に國民政府軍政部が規定した廣大なる航空計畫は、第一期より第三期に亘り、其航空幹線及之に附帶する飛行場の建設を完成する豫定であつて、同計畫の第一期は昭和四年九月迄にして、南京を中心として北西新疆省迪化、外蒙庫倫等の國境に對する邊境に備ふると共に、南部は佛領印度と接壤する雲南省雲南、竝廣東に結ぶもの、如く、その總延長翔程は恐らく一〇、〇〇〇粁以上に及ぶであらう。而して第二期計畫線は約一一、〇〇〇粁餘にして全國東西南北の主要都市を連絡するものにして滿蒙の地域は所謂此第二期計畫に屬し昭和五年三月完成豫定第三期計畫は同五年九月完成豫定のものにて南方支那各主要都市を連絡する約三、〇〇〇餘粁に上る。之等は凡て南京を中心とするものにして總延長實に二〇、〇〇〇粁以上を算するのであるが、幾許迄の實現を見たかに就いては未だ詳になつてゐない。

第一期計畫

航空幹線（民國十八年九月以内完成豫定）

一、京迪線　南京より新疆省迪化に至るもの
二、京庫線　南京より外蒙庫倫　同
三、京奥線　南京より廣東省廣州　同
四、京滇線　南京より雲南省昆明　同

飛行場（民國十八年九月迄完成豫定）

一、東北省地方五ヶ所　密山、延吉、長白、安東、金（錦ならん）
二、山東河北省地方三ヶ所　天津、青島、煙臺
三、南支地方七ヶ所　上海、寧波、溫州、福州、厦門、汕頭、廣州
四、其他地方三ヶ所　新會、高州、雷州

第二期計畫

航空幹線（民國十九年三月迄に完成豫定）

一、京哈線　南京より奉天經由哈爾濱に至るもの
二、京安線　南京より青島經由安東に至るもの

三、京　齊　線　　南京より赤峯經由齊々哈爾　〃
四、京　張　線　　南京より北平經由張家口　〃
五、京　拉　線　　南京より成都經由西藏拉薩　〃

飛　行　場（民國十九年三月迄完成豫定）

一、東北省地方四ケ所　　同江、呼瑪、漠河、滿洲里
二、其　他　地　方　　恰克圖、伊犂、承化、疏勒、塔城、科則勒治勒夢、和圖、金吉里克、卡倫、溫宿、日客則城、薩噶哈、拉格爾、拉薩、察克楚瑪、普耳薩瑪、乞穆城騰越、巴爾、蒙自、鎭安、科布多

第三期計畫

航空幹線（民國十九年九月迄完成豫定）

一、京　閩　線　　南京より福州（閩候）に至るもの
二、京　桂　線　　南京より武昌桂林經由南寧　〃
三、京　滬　線　　南京より上海　〃

行　場　飛（民國十九年九月迄完成豫定）

一、東北山東兩省地方二ケ所　　東寧、海州
二、其　他　地　一九ケ所　　淮安、南通、臺州、福寧、惠州、瓊州、仍叩、內隆、納魯、鄂木波、他克烏拉克納、哈朗歸塔克、胡呼卡倫、呼裕爾和奇、布拉罕達蓋、鄂爾羅瓦、楊圖井、吉里爾、達斯呼

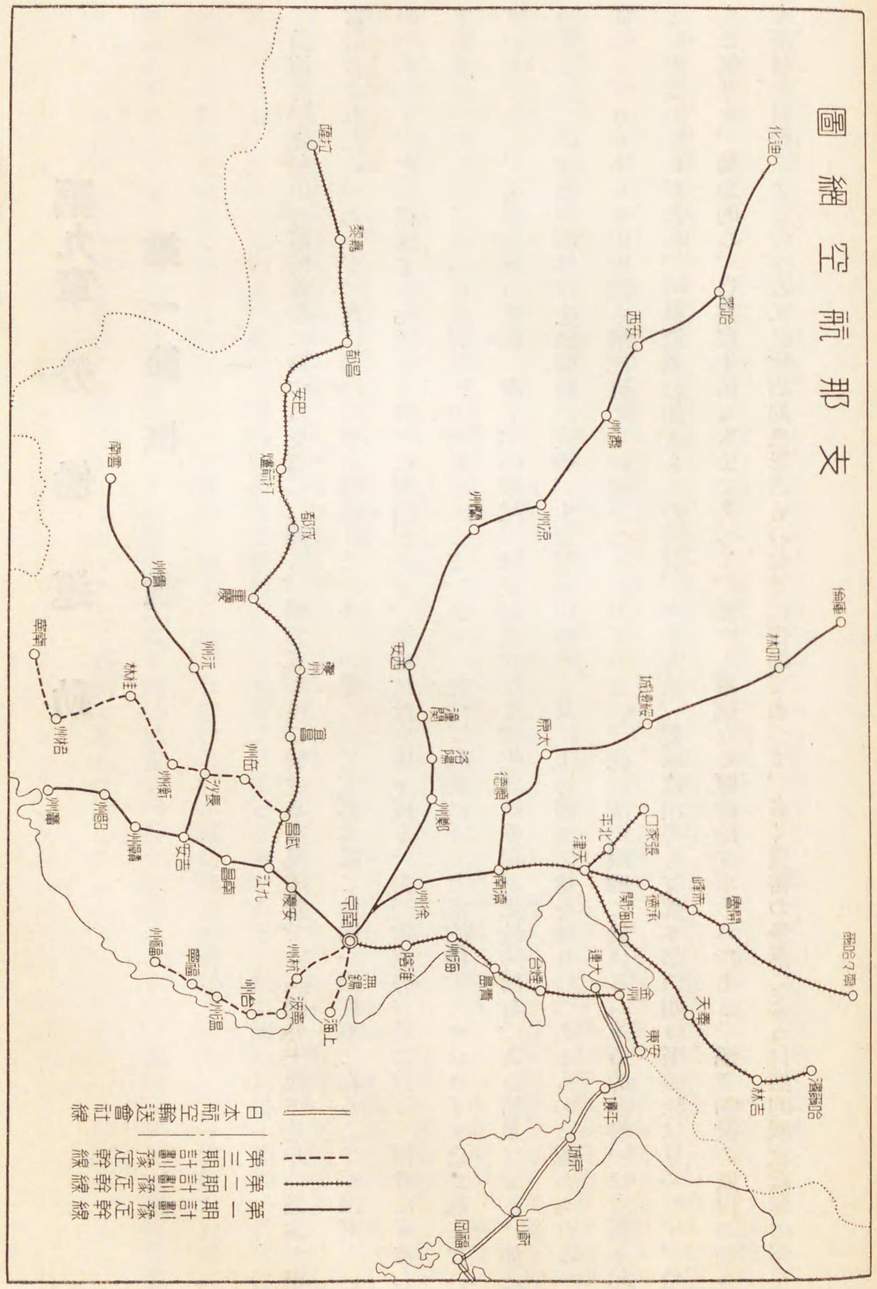

第九章　勞働運動

第一節　概說

一

滿洲勞働運動の客觀的條件に對する見透しに關し、昭和五年度に於ける左翼陣營では『關外主義』是非の議論が相當戰はされたのであるが、實に滿洲社會の構成がその多くの點に於て支那本部とは同一條件下に在ることが出來ないのであつて、之に根據する『關外主義』に理由があり、筆者又此立場を採る。先づ政治的方面に於て、何者にも益して特異的であることは『軍閥混戰』の皆無なることである。從つて戰禍による大衆的農村プロレタリヤ化が起らないばかりでなく、交通機關の破壞、商工業の破滅、軍費の過大なる徵收又は强奪が比較的稀有である結果となる。加之全體としての滿洲經濟界は交通機關の發達、土地開發の漸增と共に上昇發展の途を辿りつつあるものと認められる。從つてプロレタリヤの生活も餓死線までは追ひつめられてゐない。此の故に滿洲に於ける『革命的形勢』は支那本部とは相當の距りがあり、勞働運動の如きもその度數、參加人員、要求條項等も支那本部の如き緊張味は見られず、殆んど例外な、局部的な、自然發生的なものであつて、而かも單純なる經濟的要求のみである。罷業勃發の原因の如きも階級的自覺によるのもの又は政治的色彩のものなどは皆無であつて、多く貨幣の暴落による自然的減收緩和の爲か、又は監督者に對する個人的反感によるもの及び給料不拂による生活不安の爲のものが大部分である。

農民運動の如きに至つては、滿洲農村の現狀が、依然小單位の耕作方法によつて充滿されてゐるが故に、自作農及び小作農が農村の大部分を占め、雇傭農はその數に於て甚だ少い。北滿地方に流れ込む農村移民と雖もその殆んど全部が小作農であり、而かもその小作料は地租と同性質のものであり、且つは數年にして自作農たるの地位に到達し得る可能性を有するものなるが故に、完全なる農村プロレタリヤではあり得ない。從つて小作農の階級的自覺又は階級的團結の如きは、先づ以て期待することが出來ない。雇傭農の如きに至つては、資本主義的農業經營を爲す大農未發生の故に、その數から云ふても殆んど問題にはならない。馬賊又は兵變の如き前世紀的形式によるテロルが、農村プロレタリヤ運動の局部的意味を有するのみである。只茲に問題となるのは朝鮮人農民である。彼等は間島地方に於ては壓倒的多數を占めてゐるばかりでなく、その多くが小作兼雇傭農であり、平均五割の小作料、全收入の約一五パーセント以上の公課、月利八分の高利、治安費の强制徵收等に苦しめられてゐるばかりでなく、絕對に支配階級にはなれない立場に置かれてある。從つて階級的自覺は斷然これを强要されてゐる形がある。然し間島以外の滿洲に於ては先づその數の僅少なる事によりて、たとひ絕對に地主にはなれないといふ間島地方の農民よりも、より劣惡な立場に置かれてあつても、朝鮮人だけの運動としては從來の民族主義的運動の埒外には出られない。農村に於て、現に支那人プロレタリヤとの合流が全然あり得ないことなどがその適例であらう。

然しながら以上は、その多くが戰術の問題であつて、プロレタリヤ發生の根本原則たる資本主義の發達は、滿洲に於ては、全然進行されてゐないといふのではない。むしろ日露兩國の進出に原因して、支那本部の或る個所よりは、はるかに資本主義化の過程が進行してゐるとさへ見られる。從つてそれは、清朝又は中華民國の國家經濟の一環としてよりは、より以上に日本及び露國の國家經濟の一環としての發展過程を辿り來つたが故に、殖民地としては比較的速急なる資本主義化の現象がある。その第一は軍閥の地主化がある。彼等は一面新官僚ではある。然し舊官僚が第三者の勢力（清朝又は袁世凱時代の北京政府もこの中に數えられよう）をバリケードとしてゐるに反し、彼等は自身の力（軍事的）を以て第三者の勢力に對抗し來つたものである。從つて軍事的第三勢力の存在がなくなれば、彼等自身の軍事的能力も必要の度が減少する。斯くて彼等の轉身は、自己の所謂地盤に對して新時代の王者、卽ち地主たるより外はない。何故なれば外敵に對して土地及び人民を軍事的に保護すべき軍閥としての重大なる任務が減少しつつあるからである。第二は糧棧の地主化である。糧棧の使命に就いては只農產物を商品化する唯一最大の取引商人であることを記憶さへすればよい。彼等のより多き活動は、より多く農產物の商品化を結果し、農產物の商品化がその程度を高めれば高める程、彼等の農村に於ける勢力は擴大されて行く。從つて彼等の方向は、商人としての穀物買入れの域から、次第に、自らの生產品を獲得すべく進行するであらう事は當然である。崇明島に於ける綿花王の現狀が彼等の將來であり、斯くなる事によつて糧棧としての機能が益々資本主義的となり、彼等が若し、大地主として資本主義的農業經營を爲すに至らば、その地方の農產物の價格は殆んど意のままに上下し得べきが故である。大なる糧棧としての官銀號が次第に地主化する傾向が認められる事は、軍閥の金融ブルヂョア化の一機關としてよりも、現狀に於てはより以上の注目に價するものと認められる。

資本主義化の第三は、東北交通委員會を中心とする工業ブルヂョアジイの發生である。彼等が如何なる發展段階を辿るだらうかは、すべて將來の事に屬するから素より豫斷を許されないが、たとひ彼等が、新興の民族ブルヂョアジイの資本的援助に依るとしても、又は獨自の發展段階を辿るとしても、その發展は直ちに打倒帝國主義に向ふべく約束されゐる事に於て、又その急速なる發展の可能性あることに於て刮目に値するものがあると認められる。そしてそれは又、鐵道の布設による土地の騰貴によつて農村資本主義の一要素を造成するものである。奉天兵工廠を中心とする軍事工業の如きも工業ブルヂョアの先頭に立つ一つであらう。

斯の如き滿洲資本主義化の現象は當然プロレタリヤの發生を約束されてゐる。未だそれは發生期時代よりの一歩前進は見るを得ないが、彼の有名なる山東移民の大擧渡來が著しく資本主義化の傾向を促進すると共に、彼等自身完全なるプロレタリヤとして滿洲第三社會層の範圍擴大を結果しつつあることを見逃す譯には行かない。渡來後の幾年かは、完全に勞働豫備軍たる運命を彼等は背にして來るのだ。而かもその豫備軍たるの運命は年と共に決定的となりつつあることが、滿洲資本主義化の進行を、一面に於て裏書きすると共に、他面これが發展を加速度ならしむる重要々素たるべきものである。

此の滿洲の民族資本主義的發展と密接不離關係に在るものは、北支那に於ける、南京政權をその代辨者とする新興ブルヂヨアジイの進展過程である。何となれば、若し滿洲に獨自の民族的ブルヂヨアジイが發生するとするも、それは必ず打倒帝國主義を必須の條件とするが故に、その故に支那本部との緊密なる共同戰線が必要であり、特に北寧鐵路を中心とする區域は早くより外國資本主義の對照物として存在し、そして發展し來りしの故に、從つて此の方面に於ける民族ブルヂヨアジイの進出は、北支那に於ける外國資本の全搬的運命を卜するに足るものがあるからである。加之滿洲は政治的に北支那の一局部であり、そして北寧鐵路は唯一の橋梁たる使命を有し居るのみならず、往年日本勢力をバックとする張作霖と一敵國を形成し得た馮德麟の地盤であることが、滿洲に於ける日本勢力に對抗する爲の民族ブルヂヨアジイとしての大本營たるべき條件を暗示してゐるからである。然らば北支那の情況は如何、筆者を以てすれば、今や北支那は地主制覇よりブルヂヨア制覇への過程に在るものと觀察される。表面的には地主階級は統治者たるの地位より下されたが、ブルヂヨア階級は單にその代替物として置き代つたに過ぎないのが現狀である。從つてブルヂヨア制覇の實現はその殆んど全部今後の問題として殘されて在る。而てブルヂヨアジイが實質的にその權威を確定し、そして發展する爲には、北支那に於ける工業資本家たるの地位を獲得することが絶對に必要である。然るに北支那に於ては、その重要工業の大部分が外國資本の節制下に在り、工業品の多くの部分が外國品によつて占められてゐる。若し上海を中心とする民族ブルヂヨアジイが北支那進出を企圖するとすれば、何よりも先きに外國資本主義との正面衝突を豫期せねばならない。地主に代る農村資本主義の確定の如きは、はるかに將來の事に屬する事であつて素より問題にはならない。此の故に民族ブルヂヨアジイの北支那覇權は、それは少くも外國資本主義に對しては充分に革命的であることを必要とするものであり、而かも地主的イデオロギーの所有者たる北支那軍閥への資本的攻勢は打倒帝國主義の實行に於て最先きに開始さるべきことは、外國資本と軍閥との從來の關係より明白に指摘され得る事であり、インテリゲンチヤ、中產階級及び勞働貴族のイデオロギーをその思想的背景とする改組派の指導原理が革命的手段として採用される傾向もこれを認めねばならない。斯くて治外法權の撤廢も、租界の回收も、ボイコットもストライキも打倒帝國主義の手段として最も有效に使用され得るだらう事は、特に北支那に於て觀察の正當を理由づける根據を有する。

然しながら斯の如き、ブルヂヨアによる資本戰術に於ては、少くも對內的關係に於て、內亂の終熄と共に過剩軍備の節約となるは必然であつて、從つて大衆的失業兵士が、自然的に勞働市場に投げ出され、而かもそれは全部勞働豫備軍たるか、然らずんば支那特有の土匪群を形成すべき運命に在ることは、打倒帝國主義が如何に進展しても、民族ブルヂヨアジイの發展は單に相對的發展に止り、絶對的發展ではないことから得られる結論である。從つてそれは滿洲資本主義の發達、山東移民の不斷の增加と共に、彼の直線的社會主義の實行を强調する中國共產黨—それは北支那に於ては大名附近が農民運動の中心地であり、唐山、天津、保定が勞働運動の中心地であり、而て滿洲に於ては、奉天、撫順、哈爾濱を勞働運動の中心地と爲し、主として鮮人農民を農民運動の主體としてゐる—が國民黨と共に勞働運動のヘゲモニーを爭ひ得る客觀的條件を提供するものと觀察される。

四

然らば如上の傾向が、昭和五年度に於ては如何なる形式に於て滿洲の社會現象として表面化されたか、それは客觀的條件の未熟さより以上に主觀的件條の不備なる事によりて依然として「關外主義」の範圍を脱し得ない狀態を繼續したに過ぎない。若し滿洲に於て勞働運動の指導原理を供與する主觀的條件の存在を指摘する事となれば、それは資本主義的社會變革の方向を辿る國民黨部と、社會主義的革命への直線路に突入する中國共產黨滿洲省黨部の二つがそれであらう。實に滿洲の如き社會經濟構成に於ては、打倒帝國主義のスローガンが、絕大なる革命的意味を內包してゐるのみならず、單純なる經濟變革のスローガンとしても有效視せられねばならぬからである。

滿洲に於ける國民黨部の成立は、昭和六年に入つてからの事であり、從つて昨年度に於ては黨としての正式な活動が見られなかつたけれども、そしてそれは北支那に於けるブルヂョア覇權の未成立の故に、そして又南京政權の東北に對する政治的迫力の微弱なるの故に、たとひそれが成立したとしても、完全なる官製品であることは豫期されてゐたけれども、既に成立してゐた外交協會の名に於て、打倒帝國主義の旗幟は高く揭げられ、各地支部も亦成立して、側面的に、又經濟的に打倒計畫を立て大いに宣傳に努むるところがあつた。然しそれは結局、日本の滿洲に於ける行動を暴露するに止り、積極的な、直接的な行動には移つてゐない。又移り得ないのが現情ではあるまいか。何となれば省黨部の活動は一面東北統治階級を牽制する作用を有するものであるが、その故にこそ、完全に東北に於ける現統治階級の統制下に置かれてある限り、それは滿洲軍閥のブルヂョア化と完全に併行すべきものであり、從つて外交協會の活動の積極的直接的行動にまで進展しないことは、ブルヂョア化の進行の未成熟といふことになるからである。實に滿洲統治階級のブルヂョア化の進展の爲には、餘りにも深く外國資本との聯繫があり、何等かの程度に於て外國資本に依存しない大產業は稀有であり、從つて現統治階級には自らのブルヂョア化の爲に積極的な革命的行動は同時に彼自身の局部的破滅を豫期せねばならぬからである。

共產黨の活動に至つては、打倒帝國主義はもとよりであるが、國民外交協會の謂ふ帝國主義とは、その意味する內容に多少の差があり、前者は單純なる侵畧主義的意味のものが多く、後者は資本主義發達の極限としての殖民地又は半殖民地の搾取を謂ふのであるから、共產黨の所謂打倒帝國主義は、そのままでも打倒統治階級であり、而かも帝國主義と軍閥との共存共榮の理論よりすれば、むしろ當面の敵として現統治階級が擧げられるばかりでなく、その鬪爭手段の大衆的であることにより、現統治階級にとつては、特に打倒帝國主義を高唱するに際しては、最も恐るべきものでなければならぬ。何となれば現統治階級が打倒帝國主義を叫ぶに際しては、そのブルヂョア化の未熟なるの故に又最も革命的であることの必要の故に、その運動も亦大衆的であることを必要とするからである。從つてそれがより大衆的であるところの勞働運動、罷工の如きは、むしろ嚴重に取締らねばならぬ矛盾をさへもその矛盾を感ずる暇のない程、血眼になつて決行してゐる如き狀況を呈するのである。斯の如く打倒帝國主義は國民黨にとつても共產黨にとつても共同のスローガンであるに拘らず、共に深刻なる牽制を必要とするが故に、積極的直接的活動の表面化が自然に防止され、從つて勞働運動に當面しては、少なからぬ場面に於て滿洲の現統治階級と彼等の所謂帝國主義とは共通の利

害をさへ感ずるに至るのである。從つて國民黨部は、それが現統治階級の統制下に在る限り、インテリ及び學生運動の範圍内に止るだらうことが觀察されることも止むを得ない。然しながら昭和五年春季よりの空前の銀暴落は一方既存各種商工業の衰落を結果しつつも、他方物價の下落を原因として內地雜工業の勃興が豫期され、加ふるに世界的經濟恐慌の襲來は、各種大工場の閉鎖又は操短となり、その結果は大衆的馘首となつて各地に現はれ、その數、日本人關係のみにても二萬餘を算するに至つたことは、產業合理化による諸給與の一般的低下と共に少くも共產黨にとつて都市勞働者に對する活動の範圍擴大となり、同時に農產物の價格下落は農村に於ける彼等の活動を比較的容易ならしめた事は爭はれなかつた。但し、四萬や五萬の失業者の如きは、その十倍にも垂んとする山東移民の渡來に比すれば物の數ではなく、從つて大衆的な勞働運動に對する刺擊程度は甚だ稀薄であつたと認められる。只山東より渡來したばかりの勞働者に比すれば、勞働貴族に類する勞働者に對して消極的不安を與へ、それが共產黨の活動の範圍擴大となつたものに過ぎないのである。—滿洲には勞働貴族に類する一群が無いといふた方が適當かも知れない。何故なれば每年大擧渡來する原始的移民の爲に、勞働運動條件竝びに生活程度は常に還元を餘儀なくされる傾向に在り、資本家側に於ても豐富なる勞働豫備軍の存在の故に、既存賃銀の低下さへも常に可能の狀態であつて、從つて特種な勞働貴族の發生が常に妨げられてゐるからである。然し銀の下落による相對的物價騰貴及び經濟恐慌による產業不振の現狀は山東移民をして長期的失業者たらしめる傾向に在るを以て、就職者が此際再び失業狀態に陷ることは明白に生活不安を感ぜざるを得なくなつて來た。この意味に於て此處では假りに現就職者を勞働貴族と云ふたのである—。此の故に昭和五年度に於ける關東州及び滿鐵沿線に於ける勞働爭議の如きも僅かに三十五件、參加人員二千七百八十五人に過きず、昭和四年度の四十件、參加人員六千四百〇七人、昭和三年の五十一件、參加人員九千百三十六人に比すれば實に僅少なる數を示すに過ぎない。勞働團體の如きも階級的組織のもの公開的存在は皆無であり（日本海員組合支部のみはやゝ趣を異にする）既存團體のすべては全員相互の親睦又は共濟の爲の機關たるに止り、それ以上の團體的行動はこれを見る事が出來なかつたのが五年度の一般的情況であつた。

第二節　勞働爭議

昭和五年度に於ける關東州及び滿鐵沿線に於ける勞働爭議を各業態別に示せば次の如くである。

業態＼摘要	件數	參加人員	一件當人員	繼續日數	一件當日數
工業 染織工業	一	一二	一二	二	二
工業 機械金屬工業	三	一八八	六二	一三	四
工業 化學工業	五	三六九	七四	二五	五
業 飲食物工業	一	三〇	三〇	一	一
業 雜工業	六	五五三	九二	一六	三
鑛業	一〇	一、〇七一	一〇七	二八	三

土木建築請負業	四	三四五	八六	四	一
交通業	五	二一七	四三	二七	五
合計	**三五**	**二、七八五**	**八〇**	**一一四**	**三**
前年度	四〇	六、四〇七	一六〇	二一六	五

右表の中、例年全罷業件數の二割を占むる土木建築從事員の罷業が本年は著しく減退し、これに反し交通業が五件に達し、前年度の皆無なるに比し（前年度は全件數の一割、八件）全件數の一割五分に達してゐる。然し此の交通業の中には、嚴密な意味での交通勞働者と云ふを得ないものも含めてあり、交通勞働者としては、自働者運轉手の二件のみである。

これ等の爭議を規模の大小、季節的竝に場所的分布狀態別及びその原因と結果とに就いて見れば次の如くなる。

一、參加人員別件數

人員別	件數	前年度	人員度	件數	前年度
一〇人以下	一	三	一一—五〇	一九	一四
五一—一〇〇	八	四	一〇一—五〇〇	一一	一五
五〇一—一、〇〇〇	一	二	一、〇〇〇以上	一	一
人員不明	一	一	合計	**三九**	**四〇**

二、繼續日數別件數

繼續日數別	件數	前年度	繼續日數別	件數	前年度
一日	一三	一六	二日—五日	二〇	一三
六日—一〇日	四	三	一一日—二〇日	二	五
二一日以上	一	三	合計	**三九**	**四〇**

三、季節的分布狀態

月別	件數	前年度	月別	件數	前年度
一月	一	〇	二月	三	六
三月	三	六	四月	一〇	二
五月	五	七	六月	五	八
七月	四	一	八月	三	二
九月	一	二	十月	一	二
十一月	二	二	十二月	二	二
計	**三九**	**四〇**			

四、場所的分布狀態

地方別	件數	前年度	地方別	件數	前年度
奉天	六	六	大連	五	七

撫順	四	二	本溪湖	四	三
長春	三	一	鐵嶺	二	三
旅順	二	一	營口	二	九

五、爭議の原因

原因	件數	前年度件數	原因	件數	前年度件數
賃銀に對する不滿	一六	一八	待遇に對する不滿	一一	七
感情衝突	五	八	其他	三	七
計	三五	四〇			

六、爭議の結果

結果	件數	前年度件數	結果	件數	前年度件數
要求貫徹	四	九	要求拒絕	一一	一五
妥協	一六	一五	其他	八	一
計	三九	四〇			

第三節　勞働團體

共產黨關係の秘密工會を除いては、階級的團體と認め得べき公開組合はない。日本海員組合大連支部と雖も、それは第二インターの加盟者であるのみならず、日本船舶に乘組む日本人海員の世話方がその主たる業務であり、且つは大連地方に日本人補充船員の僅少なる爲め、滿洲に於ける階級的組織の勞働團體とは稱し得ない程度のものである。以下昭和五年末現在の公開的勞動團體を列記すれば次の如くである。

名稱	設立年月	所在地	會員數	團體の目的
職業同盟支部	一九二四、六	奉天	ロシヤ人 五〇	勞働者の團結と思想、主義宣傳の豫備機關
關東州疊職工組合	一九二五、七	大連	日支人 八三	品性の向上、組合員相互の親睦竝斯業技術の上達を期す
大連電鐵中華青年團	一九二六、三	大連	支人 四〇〇	品性の陶冶、日本語の奬勵、團員の相互扶助及慰安
大連建築現業員組合	一九二七、三	大連	日支人 五四九	組合員の相互扶助、親睦及び共同利益の增進
安東勞働共濟會	一九二七、六	安東	鮮人 八〇〇	鮮人勞働者相互の親睦と、その生活の安定を期す
鞍山勞働同志會	一九二八、二	鞍山	日人 三七	勞働社會の弊習を改善し、會員信用を增進し、併て親睦を圖る
大陸勤勞組合	一九二八、四	長春	日鮮人 六六	內鮮勞働者及之に贊成するものを以て組織し、會員の親睦、精神修養及び職業紹介

大連海上勞働同盟組合	一九二八、七	大連	鮮人 一二〇	品性の陶冶、向上、勤儉を旨として相互の福祉を圖る	
電鐵乘務員會	一九二九、一二	大連	日人 一一二	邦人乘務員相互の向上を期し、親睦を圖る	
關東州漁撈海員會	一九三〇、七	大連（分會旅順）	日人 三七〇	會員の向上と福利の增進を圖り及び斯業の發達を期す	
日本海員組合大連支部	一九二四、五 出張所開設 一九三一、一 支部に昇格	大連	支部に於ては組合員異動するを以て不明	勞働條件の維持改善、生活の安定、政治的及社會的地位の向上、組合員共同の福利增進	
四洮鐵路同人協進會	一九三〇、六	鄭家屯	支人 約二〇〇	四洮鐵路事業の發展、同人の思想、環境及び生活の改善、團體生活の養成、同人の待遇改善及び相互扶助	
奉天郵務從事員倶樂部	一九三〇、四	奉天	遼寧省郵局從事員全部	會員の親睦、娯樂機關の設置、智識の增進、人格の培養	
吉黑郵務工會（非公開）	一九二九、二	哈爾濱（長春に分會）	吉、黑兩省內郵局乙等郵務員以下	支那本部に於ける郵務工會と同一のものを成立せしめんとしたるも、當局者はこれを認めず	

此の外に哈爾濱の東鐵華工事務所、吉林の工務會、奉天の總工會等あるが、詳細不明である。その全部が官製工會であることは勿論である。

以上の勞働團體中の主たるものに就き、その活動狀況を說明することが、そのまま既存組合の方向、組合發表の客觀的狀態を知ることになるだらう。

一、電鐵乘務員會の行動　昭和四年十二月頃より滿電日本人乘務員間に、親睦互助を圖る爲め每月一回乃至二回の茶話會を開く議起り、「乘務員茶話會」と名付けて日本人乘務員百二十人が集會してゐたが、五年一月の第二會會合に於ては乘務員の公休日に對する不平、監督者に對する不平などに就いて會社側より非公式に列席せる乘務員監督の答辨を求め、二月の第三回會合に於ては、（イ）一箇月三日の公休日は缺勤の場合に振替へること（ロ）社員同樣に滿鐵消費組合への加盟、（ハ）家族手當は缺勤の如何に拘らず支給すべきこと、（ニ）宿舍の支給、等を決議し、第四回目には、中國人五十名の出席あり、（イ）過失事故の場合の罰金は會社が半額負擔、（ロ）十二時間以上の勤務反對、（ハ）切符賣上額淸算の時に乘務員を立會せること等を會社側列席者に要求し、第七回茶話會に於ては專ら日支兩國人の提携を高唱し、中國人の給料値上げを叫び、出席せる中國人乘務員を卽座に加入せしむるに至つた。斯の如く、回を重ぬる每に階級的色彩が濃厚となり、勞働組合の內容を具備せんとするに至り、會員も逐次增加して六月始めには二百七十二名となり乘務員の大部分を網羅するに至つたので、會社側では從來の傍觀的態度を棄て、先づ主腦者一人を圓滿辭職せしめ、次いで九月會社が約百名の人員を淘汰したる際、幹部級の殆んど全部を解雇してしまつたので、その後は殆んど有名無實となり、遂に存續か解散かの岐路に立ち、これを決定すべく最後の會合が十二月初旬に開かれたが參會者僅少なる爲め流會となり、六年一月會社側の慫慂により、乘務員の趣旨を取り入れて會則の改正を行ふことを條件として互助會と合體し乘務委員會は解散してしまつた。

二、四洮鐵路同人協進會の成立　五月十三日四洮鐵路四平街驛貨物係員が、日本人運送店員と爭を起し、遂に一名は日本警官の爲に檢束されたるに端を發し、四洮鐵路從事員の一部は日本官憲の壓迫を避くる爲、鐵道の基點を二哩

西に移すことを提唱し、その目的貫徹の爲、各驛員と聯絡をとり四洮鐵路同人協進會なるものを組織し、五月下旬第一回代表會議を開いて規約を制定した。その規約によれば、同會は四洮鐵道從事員の自發的組織たることを表明し、團體的行動によりて、四洮鐵路の發展を促進すると共に從事員の思想、環境及び生活の改善を謀ることを目標とし、その爲に、（イ）團體生活の養成（ロ）他鐵道の情況を調査して待遇改善の要求を爲すこと、（ハ）各驛に從事員の福利施設を爲すこと（ニ）機關紙の發行（ホ）職工學校の創設等をその任務とするものである。會員は該鐵路從事の支那人職員に限られ、デモクラテックな委員制を組織の原則と爲し、代表大會の下に執行委員會あり、委員は代表大會によりて選擧せられ、委員は八名にして、中五人を互選して常務委員と爲し、各驛には必ず一個の分會を、各段には段區を設けることになつてゐる。その組織はソヴェートと同樣である。而て本部及び段區には文書、組織、庶務、交際、宣傳の各係を置くことが出來るとしてある。

然し當時に於ける組織は殆んど驛關係（車務處系）の職員及雇員に限られ、傭員は加入せしめず、機關區竝に管理局員も加入せず、その數も二百名内外に過ぎなかつた（車務處系の職雇員全部で三百三十餘名）從つて當初は會員の增加、結束の强化が主たる仕事となり、活動の中心は宣傳部であつた。斯くて七月には機關紙が發行され、會員も漸次增加して九月には二百九十名となり、同會の事實上の指導者たりし洮南驛助役が管理局の指金により、管理局に轉勤を命ぜられたが、會務には依然として關係し、漸次全局員をその會員として網羅する形勢に成りつつある。

然し、本會は、その成立動機が日本勢力の排除に在り、その加入者は、全部インテリと見て差支なく、從つてそれは國民黨系の大衆的打倒帝國主義運動の標本的なものとして注目されるものである。然し現實の問題としては勿論國民黨の手が動いたものではなく、全く自然發生的なものであり、而かも斯くの如き種類の活動に對してさへ現當局はその左翼化に極度の神經を尖らしてゐる始末である。

三、遼寧郵務工會の再組織　昭和四年二月哈爾濱郵務工會の成立に刺擊されて奉天にも遼寧郵務工會が組織されたが、間もなく官憲によつて解散を命ぜられ、幹部級數名の轉勤となつたが、昭和五年に入つて、再び從業員の團體を造成する機運に向ひ、四月下旬『從業員倶樂部』の名を以て、而かも局長を名譽部長として成立した。昭和四年に工會が成立する前にも倶樂部と稱するものがあり、從事員の向上、親睦に努めてゐたが工會の成立と共に工會に合流したことがあるから、今度再び倶樂部として現はれたことは、その眞實の意味は、從事員の感情又は要求等を極めて圓滑に當局に申達し、これを認めて貰はふとするに在るものと察しられる。然し局長、副局長が部長及び副部長となつたところを見ると、むしろ倶樂部の成立によつて、工會運動を阻止せんとする意圖が察しられる。從つてその行動は簡易圖書館及び運動設備がその主たるものであるが、哈爾濱その他の郵務工會と聯絡が保たれ、待遇條件等を通知し合つてゐるから、機會さへあれば、勞働組合化する傾向は充分認められる。何れにしても現狀では單なる倶樂部であり、而てインテリの集合體である事に於て四洮鐵路の場合と同樣であるが、排斥的色彩のないところに反つて特色がある。

四、日本海員組合の進出　日本航路の汽船四隻に乘組める百十八人の支那人船員を下船せしめ、日本人海員、會社側に於ても現行海員最低賃銀を認める事となり、十月中に全部の交替が終つた。下船した支那人海員に就いては何等の

問題も起らなかつた。

第四節　中國共産黨の運動

昭和五年度は、滿洲に於て中國共産黨が漸くその本格的活動を爲し始めた最初の年である。然しそれは主として主觀的條件の具備された爲めであつて、客觀的狀勢は必ずしもそれに伴へ得るものではなかつた。張學良軍閥の關內進出によつて滿洲も亦軍閥の混戰渦中に卷き込まれたと謂へ、米國の資本主義的進出によつて日本のそれとの完全なる對立が現出し、前者は作相軍閥を後援して、日本を後援とする學良軍閥との對立が尖銳化せんとし、その故に戰禍は直接的にも滿洲に及ばんとする前夜に在ると謂へ、又は北滿に於ける露支兩國の直接的行動によつて直接間接に刺擊され、革命的士兵運動が起り、從つて紅軍の成立となり、そして又バルチザン戰術による農民暴動（朝鮮人）が東滿その他に於てソヴェート政權の樹立を結果したと謂へ、哈爾濱に於ける大衆的罷工の勃發と謂へ、それ等の多くの部分が正確なる客觀的事實に對する見透しではあり得なかつた。特に都市に於ては大衆的組織がなく、從つてプロレタリヤのヘゲモニーを戰ひ得る如きは、到底不可能の狀勢であつた。それにも拘らず、中國共産黨は、あらゆる鬪爭をすべて政治的鬪爭として爲さんとして無理押しに活動を續けた事は、實に有力なる主觀的條件の具備された爲に外ならなかつた。その一は共産主義系朝鮮人團體の中國共産黨への合流であり、その結果が農民運動の活潑なる勃興となつた事であり、その二は支那本部に於ける『紅軍』及びソヴェート區域の目覺しき擴大發展によつて中國共産黨の存在とその能力とが國際的に注目された事であり、その故に都市に於てプロレタリヤへの働きかけが俄然積極的となり、ソヴェート擁護を中心スローガンとして武裝暴動による政權獲得を夢見る事となり、そしてその三は、露支戰爭の時に俘虜となつた殆んど一箇旅の支那兵が、完全に赤化され歸來土兵運動の主體たる役目を勤めた事であつた。以下にこれが概說を試みるであらう。

一、農民運動　農民運動の主體は現局勢に於ては朝鮮人農民に局限されることは、すでに概說した如くである。從つて共産黨の農民運動も朝鮮人共産主義團體の合流が運動の全部的局面を支配して來る。

從來在滿朝鮮人共産主義運動は、共産革命による朝鮮獨立がその第一次的目標であつたことが、滿洲に於ける運動を朝鮮の延長以外に出でしめず、從つて滿洲は朝鮮共産黨再建設運動の重要なる外廓に外ならず、從つて又民族主義的理論を淸算し得なかつた。加之彼等の陣營には久しきに互つて獨特の派別的鬪爭が猛烈であり、爲にその運動は大衆から次第に隔離し、無原則的な運動に終り勝ちであつたのである。然しながら鮮人農民大衆の環境よりすれば、その完全なる農村プロレタリアートとしての經濟的及び政治的解放要求が獨立問題よりも、より現實的であり第一義的でもある。此の現實問題に正確なる革命理論を與へ得るものとしては、中國共産黨滿洲省黨部をその隨一に數えねばならぬ。『打倒日本帝國主義』『打倒奉天軍閥』『沒收豪紳地主的土地』が當面の工作路線としての代表的なものであらう。此の在滿鮮人問題に關する中國共産黨の認識も亦斷然正確であつた。卽ち、在滿鮮人共産主義者は獨立運動をその中心的策略とし、帝國主義、國民黨軍閥、官僚地主、資本階級を當面の敵とすることを爲さず、而かも彼等

の代表階級の大部分は中農、貧農であり、指導者は小數のインテリであり、從つて階級的意識が薄弱で、政治的レベルも低かつた。新民府正義府、國民府等の反革命的組織によりて派別的鬪爭を爲すが如きは自己の政治的使命を忘却したものであるといふのがそれである。此の認識の下に中國共產黨は、朝鮮共產主義者は當然其所在地中國共產黨に加入すべきものと爲し、一切白紙の立場に在つて之が加入を認むることを宣言し、貧農、雇傭農を主要組織對象として中農はこれを同盟者として共同戰線中に加へ、從來の無原則的な非革命的鬪爭に換ふるに政治的鬪爭を以てし、これによりてその階級意識を鞏固にし、革命の常道に進ましむべきものと爲すのである。斯の如き革命的情勢の下に吉林省盤石縣に本據を置くM、L派が早くも三月中旬最先きに解體宣言を發し、（イ）在滿朝鮮人共產主義者は朝鮮に於ける運動より手を引け（ロ）朝鮮延長主義を放棄せよ（ハ）各派の組織を解體せよ（ニ）個人の資格を以て中國共產黨に加入せよ、等の代表的スローガンによつて中國共產黨の組織中に包含されることゝなり、次いで農民同盟（M、L系）も中國共產黨の勸誘に應じ、農民協會の產出を前提として解散を宣言した。間島方面に於ても、火曜派東滿道分局が四月中に解體したのを最先きに、M、L派、再建設派等も五月中旬全部中國共產黨の組織下に入ることゝなり、再建設朝鮮共產黨滿洲部（吉林省敦化）の如きは、一九二九年十二月中に既にその態度を表明してゐたが『派爭清算』を澁つて、八月に至り漸く、『……大衆と脫離したインテリ群を以て滿された思想團體的組織と其原則的な分派的鬪爭の破壞的重復』を清算して入黨した。火曜派滿洲總局（吉林省阿城）は一月以來その外廓たる北滿朝鮮人反日本帝國主義同盟を組織し、これを通じて中國共產黨哈爾濱市委員會指導下の哈爾濱反帝國同盟と共同戰線を張つてゐたが（その時の公開工作としては五一當日の哈爾濱日本總領事館襲擊事件がある）中國共產黨滿洲省委員會がM、L系のみを偏重する傾向ありし爲め入黨を躊躇したまま經過したが、下層組織分子は續々として入黨し、斯くて在滿鮮人共產主義運動は、中國共產黨の組織下に殆んど全部的な發展的解消を遂げたのである。

斯く主觀的條件の充實した中國共產黨の農民運動は、先づ農民同盟に代る農民協會によつて、その下層組織の擴大を謀り、敦化地方では鮮人自衞團をその組織下に集め、東山地方、東邊地方では、右翼の陣營に盛に喰ひ入つて農民を戰ひ取り、而て間島地方では、赤色五月を期して暴動及びバルチザン戰爭を敢行し、北滿方面でも哈爾濱近郊その他に於て小暴動を頻出せしめた。此の形勢に對し中國共產黨は、その完全なる革命的高潮の到來なりと認め、關外主義を一蹴して、地方暴動の發展が直ちにソヴエート政權の樹立、紅軍の編成にまで急轉せしむべき策略を決し（當時支那本部の紅軍が偉大なる發展過程に在つた）これを機會として農民協會までも地方暴動の一構成體として一路李立三イズムの方策に從ふことゝなり、間島地方には延邊黨部が設けられて、直接各縣の指揮に當り、斯くの如くして、六月より十月にかけて間島地方は勿論、吉敦沿線、東山地方等に絕えず暴動及びバルチザン戰爭が戰はれた。然しながら此のバルチザン戰爭は『發展の方向が確定せず、土地革命も亦深入せず宣傳も普遍的でない爲に支那人農民の參加がなく、從つて農民の各種經濟鬪爭も發動せず、且つ鬪爭經驗の缺乏は鬪爭範圍の擴大を不可能ならしめ』たばかりでなく、日支官憲、特に支那當局者は、共產黨員の檢擧を同時に鮮人の驅逐策に轉用して、その取締は嚴重を極め、逮捕されるもの陸續たるものあり、組織も亦破壞され、從つてその犧牲の多きに比し表面的效果は尠かつた。共產黨

も此の錯誤を認め、年末に至つてコムミッテルンよりの指示の下に立三イズムの清算を爲すことゝなつて農民運動はしばらくその沈靜狀態に置かれる事となつたが、然し此の一箇年間の鬪爭は彼等にとつて貴重なる經驗であつたばかりでなく、滿洲に於て最初の本格的農民運動であつた事に於て重要視せらるべきである。

二、工人運動　一九三〇年の都市プロレタリヤ運動は滿洲反帝大同盟の名に於て哈爾濱を中心として始められた。その組織分子は大體に於て學生とそして貧民であり、共產運動の外廓的使命を有するものであることは勿論である。特に學生團の示威的運動は四月になつてから著しく尖銳化し、遂にブルヂヨア新聞社の襲擊さへも敢行した。奉天に於ても哈爾濱からの派遣員によつて三月頃から活動が始められたが、それは極めて微溫的でありて、スローガンの如きも『國民外交協會の暴露』を重心としたものであつた。而て勞働運動は全國總工會滿洲辦事處活動を中心として哈爾濱、奉天、撫順等の中心的產業都市に於て早くより始められたが『撫順に四十名、皇姑屯に二十名』の會員があつたのみで『產業支部と產業工人の數は甚だ少く、主要都市に於ける黨の主觀的能力も薄弱』であつた。從つて『滿洲の產業勞働者は中國の他區域に比して甚だ集中的であるに拘らず』『未だ正式な赤色工會の存在がなく』、『反つて反動的團體の活動が始つて』さへゐた。故に赤色勞働運動はむしろ黃色工會の進出を防禦すべき消極的立場に立たざるを得なかつた。實に彼等は『黃色工會反對の宣傳を開始し、大衆的統一戰線を强固にし、反動團體の影響を一掃して赤色工會の指導下に大衆を戰ひ取る』ことをその方針としなければならなかつたのである。

然し、當時中國共產黨は『紅軍』の發展によるソヴエート政權樹立の夢想の下に『全國第一次ソヴエート代表大會』を召集し、これによつて大衆を鼓動し、地方暴動を進出せしめんとし、代表大會擁護のスローガンの下に武裝暴動へと轉向して來た。この爲に滿洲省委員會も滿洲總行動委員會と改稱し、青年會、總工會等の獨立的組織を解消して別に軍事委員會の組織となつたが客觀的情勢は、依然として好轉せず、加ふるに官憲の嚴重なる取締檢擧によつて幹部級の逮捕されるもの多く、爲に工人運動は擴大發展を見ずにしまつた。斯の如く工人運動は農民運動に比し甚だ薄弱であつたが、それは滿洲のみの特殊現象ではなく、むしろ中國革命の病的現象であり、從つて必ずしも悲觀すべき形勢であることは斷じ得ない。特に哈爾濱、奉天、撫順は勿論、大連の如き土地にさへも、その效果は兎も角、宣傳ビラが散布され、事前に檢擧されはしたが撫順等大產業都市に於ける武裝暴動の計畫の進められた事は從來曾つて聞かざる所であるばかりでなく、その赤裸々なる階級意識の高調と共に滿洲工人運動に一エポックを劃したものであることは爭はれぬ。

三、兵士運動　士兵は卽ち兵卒であり、士兵運動は下級軍人の運動である。滿洲に於ける下級軍人は都市に於ても又農村に於ても、尠なからずルンペン性のものではあるけれども、概してプロレタリヤであることは疑を入れない。而かも軍隊を自分の陣營に引き入れることは、獨りプロレタリヤ革命のみならず、すべての革命に於てその成功を決定的ならしむるものである。然し『目的のない無條件的兵變』は不可である。特に滿洲に於ける兵士運動は、少くも一九三〇年度に於ては何よりも先きに『中國々民黨によつて爲さるゝソヴエート聯邦進攻の前線（黑龍江沿岸地方、松花江下流地方及び滿洲里等）に於て兵變を發動しソヴエート赤軍に合流せしむる』ことでなければならぬ。これこ

そ中國共産黨としての第一義的行動であり、他の支那本部の地方よりも更に重視さるべきものである。何となれば、露支戰爭なるものは單にロシヤと支那との戰爭ではなく、ソヴエート、ロシヤを大本營とする世界の革命的勢力と、資本主義諸國の一時的協合による反革命勢力との二大陣營が極端に尖鋭化したものであり、此の對陣の一方の重要なる部隊としての中國共産黨であるからである。然し實際の士兵工作は、滿洲里、同江、富錦等の最前線に於てのみ、中國共産黨よりもむしろロシヤの赤軍によつて爲された形跡はこれを認め得るも、吾々の耳目に兵變として現實化した事實が寫つたのは、一九三〇年を過ぎた一月に於て、歸還俘虜の一隊が博克圖に於て計畫された事のみである。然し階級的兵變の如きは滿洲では殆んど始ての事であつて、中國共産黨の士兵運動の效果よりもむしろロシヤ赤軍の影響の偉大さに驚かされるものがある。實に共産黨の望む滿洲の兵變は、先づ第一に白系ロシヤ人のバルチザンを蕭清することであり、そして第二には黑龍江沿岸地方に發展せしむることであり、そしてそれは農民暴動を鼓動して、やがてこれと共に正式『紅軍』の組織へと進展すべきものなのである。

第五節　勞働運動と勞働法

滿洲に對する南京政權の政治的迫力の如何を問はず、新制定の勞働法案はブルヂョア民主主義を基調とし、打倒帝國主義と、赤化防止との、一面相矛盾せる二個のフアクターを土臺とする所謂民族ブルヂョアジィの現發展段階に相應すべく作られたものであるから、滿洲に於ても、學良軍閥のブルヂョア化を肯定する吾々としては、支那勞働法に對して尠なからぬ關心を有するは當然であり、そしてそれは一面現實問題として近き將來の現地適用が豫期され得るものであると共に他面、民族ブルヂョアジィの現發展段階が如何なる社會的地位にまで到達したかを知る重要資料たるべきものである。此の意味に於て、民國十八年十一月十一日より實施せられた工會法（施行細則は十九年六月六日公布）十九年三月十七日公布施行せられた勞資爭議處理法及び二十年六月一日より實施の豫定なる工場法等に就いて、勞働運動を取扱ふものの立場から概評を試みやうと思ふ。支那の勞働法の發生原因は、日本などの例とは全然反對であつて、勞資爭議處理法が最先きに（一九二八、六）公布され（現在のは修正されたもの）次いで工會法の實施を見工場法は最後に殘された事によつて明白に證明されてゐる如く、支那に於ける勞働運動は、先づ打倒帝國主義を樞軸として發展し、それが同時に民族ブルヂョアジィの勃興となつた爲に何よりも先きに、打倒帝國主義時代の奔放なる革命的勞働運動を取締る必要が生じ、而かもその間の根本的矛盾には直接手を觸れず、民族ブルヂョアジィの發展と共に漸次資本主義の立場に轉換せんとするものゝ如くである。一九三〇年三月此の勞資爭議處理法が修正された事實のみでなく、將來は他の勞働法にも漸次修正を見るであらう事が、斯くして豫期される。（然し政治的局勢がブルヂョア覇權の衰落に向ふ如き場合は勿論別である）。

先づ工會法第一條には『凡そ同一產業或は同一職業に從事する十六才以上の男女勞働者にして、智識技能の增進、產業の發達、及び勞働條件並びに生活の維持改善を目的とす』るものなることを工會成立許可の要件としてゐる。勞働條件並びに生活の維持改善は工會の第一義的目的であるを通則とするも、此處では智識技能の增進及び產業の發達

こ併立し、むしろ後者をより重く見てゐる如き感がある。民國十九年九月十八日の中央政治會議を通過したる工會法原則の說明によれば『工會も亦社會を構成する一分子にして、社會の共同生活の中に住み、互に社會の進步を促進せしむるの連帶責任を有するものであり、而て智識技能を增進することが、各工人の自立こ進步を招來するものであり、産業を發達せしむることが工人の生活を昂上せしめ得るものである』從つてそれは、勞資協調をその根本原則こするものであることは明白である。そしてそれは國民黨本來の立場からすれば當然の歸結であり、曾つて北伐時代勞働運動の指導者であつた事は一に外國資本の打倒だけが目的であり、勞働運動は單なる手段たるに過ぎず、民衆的ブルヂョアジィの發展を政治的基調とするものであることを知る者にこつては民族的産業第一主義の公然の宣言であるこ認められるものである。從つて其處には、對蹠的な利害關係を有する二つの階級が認められず、むしろ從來國民黨が勞働運動を利用したる經驗に依つて、彼等の力の恐るべきを知り、如何にしてこれを産業第一主義の爲に勤勉ならしむべきかが苦慮するもの、如くさへ感じられる。斯くて工會法要綱の第三には『工會の指導機關は各該地方の最高黨部こし』從つて黨の御用工會たる（上より下への組織關係に在るもの）工統會及及び工整會の勢力增大を企圖し、それによつて勞働運動を政府の方針のまゝに動かそうこしてゐるのだ。工會法要綱第四にも、當該地方の最高黨部が官廳の請求あれば積極的に工會の組織を指導すべきことを定め、これに對し次の如く說明してゐる。曰く『……國內の勞働運動に對する本黨の態度は、事實上すでに工會の存在あるを以て、之に對應する方法を謀らうとするのではなく、先づ法律上の確認を與へかくして積極的に黨を以て民衆を指導し、各種の民衆運動に從事せしめんこするものであつて獨り勞働者の團結を認容するのみでなく、更に進んでその團結を援助し、藉つて以て威力を黨に集中せんこするものである、……あらゆる民衆團體は當然黨の指導の下に統轄さるべきものなるを以て、その組織に對しても當然黨に於て之が指導に當るべきである』こ。從つて彼等の望む工會は、打倒外國資本の場合に於ける民族的資本家の游擊隊であり、而て極右的團體に對しては、その封建的威力を崩潰せしむる白蟻であり、極左的團體に對しては、その下層組織に對抗する親衞軍なのである。

又工會法第三條には『國家の行政、交通、軍事國營産業、敎育事業、公用事業の從事員は、本法に依る工會を組織するを得ず』こ規定し、若し組織してもそれは『團體協約を締結する權利を有せず』又『罷工を宣言することを得ざる第六條及第二十三條』單なる倶樂部であり、工會の會員も亦當然産業の勞働者以外は（1）曾つて該工會の職員に選任されたる者（2）曾つて同一職業或は同一産業の勞働者たりし者（第二條）の二種に限定し、而かもそれは工會或は工場の證明を必要こし（工會法施行細則第三條）第二十條第二項には、法律又は法令によつて合格こ認められるもの、入會は之を拒絕するを得ざるこ共に『不合格なる者の入會は之を禁止』されてゐる。これは結局御用會員の入會を保障し、然らざる者の入會を拒絕せしむる事なるここは支那に於ては特に明白である。斯くして左翼的指導者の活動を豫防（第二十五條には、主務官廳に屆出ずべき會員名簿に、會員の姓名、人數、入會年月日、就業箇所及び就業、失業、移動、死亡、傷害等の狀況を記載すべしこあり第二十六條には、毎年六月及び十二月に、職員の姓名、履歷、會員名簿、會計簿、事業經營の狀況、各紛糾事件の經過を報告する義務を課し、必要に應じて何時にても報告爲さし

むることある）すると共に全體としての左翼化を防止する爲に『政府の認可を得るに非んば外國の如何なる工會とも聯合する事を得ず（第四十六條）と規定してゐる。外國の工會とは主として第三インターを稱する事は見易き事實である。工會法要綱第十五には、これに關し次の如く說明してある。曰く、『晩近社會思想極めて錯綜し、工會の國際的組織も稍々愼重ならざるものありて諸種の弊害を流布し易し……而て吾が國が此の工人組織尙幼稚なる時に當りて國際的聯絡を採用する必要ありや否やは尙愼重考慮すべき問題である……。』

二

以上の如く工會に對しては相當嚴重なる制限を附してはゐるが、然し『團體協約の締結、修正、又は廢止』を工會の職務として認めてゐる。但しこれも主務官廳の認可がなければ效力を發生させない（工會法第十五條第一項）からその邊の手心は支那の現狀にては、官憲の意志を實行する餘地が充分殘されてゐるものと認められる。罷業に就いては、その第二十三條に『勞資間の紛糾に際しては調解仲裁の順序を經たる後』たることを明記してゐるが、これを以てするも罷業を原則的には合法性のものと認めてゐることが解る。而て調解及び仲裁に關しては別に勞資爭議處理法に於て詳細に規定し（勞務事報第五號參照）てゐるが此の調解の先行として、工場法第四十九條以下に規定してある。その第五十一條によれば、一職場のみに關する者たる時は先づ該職場の職工代表と工場代表とがこれを處理し、解決する能はざる場合、又は二職場以上に亘る事項は、工場會議に於て處理し、工場會議にて解決し能はざる時は勞資爭議處理法によつてこれを處理することゝなつてゐる。然らば工場會議とは如何なるものであるか。先づその成立には工場側及び職工側に於て同數の代表者を選擧して組織するものであるが此處にも『職工代表選擧の際のみ主務官廳に吏員の出張監督を申請すべき』ものとしてゐる、而て工場會議の職務としては、第五十條に次の七項目が擧げてある

1　作業能率の增進に關する研究
2　工場と職工間の關係の改善並にその紛糾の調停
3　雇傭契約及び工場規則の實行を協助すること
4　作業時間の延長に關する協調
5　工場の安全並びに衞生設備の改良進步
6　工場又は職場の改良に關する建議
7　職工の福利事項の計畫策

卽ち勞資間の問題は殆んどすべてが網羅されてあり、而かも職工代表は、官憲の監視裡に選出されたものであるが故に出來得べくんば問題を一工場の內部的問題に止めて置きたい主旨であらう。ゼネラル、ストライキの勃發の如きは、未だ政治的基礎の不充分なる南京政權にとつて、而て又社會主義の直線的完成に突進する中國共產黨の存在の故に、その故に最も警戒を要するものであることは察知し得る。然し工場會議そのものは少くも形式的には頗るデモクラチツクであり、勞資双方の代表者數の同數であるばかりでなく、會議の議長は双方より各一名を推擧し、交替に之を擔任す（第五十五條）ることになつてゐる。而て『工場會議は、毎月一回開催し、必要ある時は臨時に召集するこ

こも出來る（第五十五條第二項）』事こし、常に勞資間の接觸を謀り、問題の强化及び擴大を未然に防止せんこして
ゐる。

此の工場會議に於て問題が紛糾し、到底解決し得ざる際には、始めて勞資爭議處理法によつて、先づ調解委員會に對し、該委員會に於ても調解の成立せざる時には、仲裁委員會に附する事となるものである。而て此の勞資爭議處理法の適用範圍は『雇主こ勞働團體或は勞働者十五人以上との間に於て雇傭條件の維持或は變更に關し（第一條』た限りに於て『爭議が發生した場合』である。從つて監督や職工長の排斥などは問題にならぬものこ解される。而かも主務官廳は調解に附する必要ありと認めた時は當事者の請求如何に拘らず調解委員會を召集し得る事こし（第三條第二項）調解委員も主務官廳の代表一人或は三人、係爭當事者の各代表二人とし、而かも官廳の代表は、必ずしも該官廳の職員たるを要しない（第七條）事こしてゐるから、政府の意志は充分に徹底せしめ得るに違ひない、のみならず、官民代表者が官廳以外の者である場合は、殆んどすべての場合、國民黨部の役員こ察しられるから、特に外國人經營の工場の場合の如きは、相當の政治的手腕を振ひ得るものこ心得ねばならぬ。仲裁委員會も亦、その委員は、省政府或は市縣政府の代表一人、省黨部或は市縣黨部の代表一人、地方法院の代表一人、及び爭議こ直接利害關係なき勞働者並びに資本家の代表各一人（第十三條）こなつて居り、而かも多數決により決定（第三十一條）するものであるが故に、黨治國の南京政權は殆んでその意志を實行し得ることになつてゐるものこ見られる。

三

斯の如く、工場會議調解委員會、及び仲裁委員會の三つの交渉を經過したる後、始めて爭議に移り得るもので、その間は絶對に罷業が許されない（第三十三條）ばかりでなく、次の行爲が禁じられてある（第三十四條）

1　商店或は工場の閉鎖

2　商店或は工場の貨物器具を擅に取つたり又は毀損したりする事

3　他人を脅迫して罷業せしむること

以上の行爲を敢てした場合には罷業の際は二百元以下の罰金を課せられその行爲が刑法に觸れる場合には刑法によりて處斷することになつてゐるばかりでなく、工場法にも亦單獨に罷業に關係なくとも『職工が暴力を以て工場々務の進行を妨害し、又は工場内の物品器具を毀損したる時は刑法最高の刑により處斷（第七十三條）』し『他人を脅迫して罷業を爲さしめた時は工場は卽時これを解雇し、且つ官廳に送り法律により處斷することを得』こ規定してある。

斯の如くして漸々罷業を宣言する場合こなつても、工會は先づ會員大會を開いて、無記名投票にて、全會員の三分の二以上の同意を得るのでなければ、實行に移ることが出來ない（工會法第二十三條）こことになつてゐるが、工會の組織がない工場の勞働者はどうするものか一切解らない。多分仲裁委員會あたりまでに自然消滅か、又は引込みを餘議なくせしむる算段であらう。而して工會は、罷業を實行に際して『公の秩序を亂し、雇主或は他人の生命財産に危害を加ふる事を得ざる（第二十三條第二項）』は勿論『標準賃銀を超加して賃銀の增額を要求して罷業を爲すことも出來ない（第二十三條第二項）』此の標準賃銀の如何なる者なるやはすべての勞働法案にこれを見出し得ず、又如何

なる算出方法に依るものなるやも知るを得ない。只、法外に高い賃銀と解するもの、外はなく、此の點も政府の意志による決定に待たねばならぬ。又罷業の場合のみならず一般的にも重ねて、工會の職員或は會員は左記各項の行爲が禁じられてあり（工會法第二十七條）

1　商店或は工場の封鎖

2　商店或は工場の貨物及び器具を掠奪若しくは毀損すること

3　勞働者竝びに雇主を逮捕若しくは毆打すること

4　雇主を强制して其紹介する勞働者を雇用せしむること

5　集會或は巡行の時武器を携帶すること

6　勞働者に對する壓迫

7　會員に怠業を命ずること

8　濫りに手數料又は献金を徴收すること

『工會の入會費は各人一元以下、會費は各人の收入の百分の二以下、特別基金、臨時募集金の徴收には官廳の認可を必要とし（第十七條）工會が會員に對して加ふる罰金は、賃銀の三日分以下（第二十二條）

そして國家の行政、交通、軍事、軍事工業、國營産業、教育事業、公用事業の從事員が組織する工會は罷業を宣言することが出來ない（工會法第二十三條第四項）ことは前掲の如くであるがその理由として工會法要綱第十六には次の如く說明してある。

「此種の事業は、その國計及び民生に關係するところ極めて大にして一般の産業或は職業と同一ではない。依つて此種事業の從事員に對しては、行政の紀律を維持し、統制を容易にし、而て、社會の秩序を維持する爲に制限を加へざるを得ない。此故に各國の立法例は此種事業の從事員に對して制限を加ふる者が多い。智利、羅馬尼亞、墺太利の如きは國家機關に服務する人員が工會の會員となる事を禁じ、就中墺太利工會法は最も嚴重なる制限を加へ、國有鐵道郵便、電信、電話及び公共團體の事務に從事する工人と雖も、共に普通の工會に加入することを禁止するの明文がある。端西は官吏服務規則中に官吏は規約上同盟罷業有るべきを豫見し得る團體に加入することを得ずと規定し、英國は警察官吏に對して、警察官聯合に加入することを許可する外他の如何なる職業團體にも加入するを禁じ、又露國憲法第十六條の如きは唯工人と農民とのみに團體權を認め、國營産業に從事する工人に對しては罷業することを許さずその罷業を以て反動的行爲としてゐる。斯の如く此等の工人に對しては特殊の制限が有るのである。故に教職員の如きは未だ工會法による工會を組織するを聞かない。要するに國家機關に服務する人員は、この性質が一般工人と異るものあり、從つて工會法の規定を適用して工會を組織することを許さないのである。

第十章　移　民

第一節　入滿數の減少と移動概況

昭和二年以來山東、河北、河南等の各省から溢れ出た移民の洪水は漸年流勢を減ずるの趨勢にあつたが、昭和五年になつて流勢頓に軟はぎ異數の減少を呈するに至つた。殊に北滿移民卽ち未開地移住民の減少は、年初以來資源開發に資せんが爲に、漸やく移住民に對する官民の態度眞劍味を加へ、凡有ゆる點に計畫的たらんとする傾向の認められたに對照して全く皮肉な現象である。殊に浙江省農民の移住失敗の如きは對外的偏見にとらはれ、一途に外人勢力を驅逐せせんと專念したる結果にして地理的社會的條件に對する研究不充分なるを曝露せるものであり大いに爲政者の反省を促がすに效果があつたことゝ思ふ。

然らば昭和五年度入滿數の激減、北滿移民の危機を齎らせる主たる原因は何であるか、昭和五年に於ける滿洲經濟界の動向の凡べてが銀價暴落を無視して闡明し得ぬ如く、入滿數の減退も、移民の移動狀況を考察するに及んで、其の影響を全然無視し得ぬこと勿論であるが、併し開拓移民の比率減、奥地分布狀態に見る東支東部線及松花江下流地方進入者の激減、東支西部線地方の移住者の比率增等の綜合は、入滿數の減退が銀價暴落の齎らせる經濟界の疲弊に依る影響としてよりも、昭和四年下半期に勃發したる東支鐵道をめぐる露支紛糾の及ぼせる影響の方がより大であることを敎ふるものであると謂つて差支へない。

一、入滿數の激減　昭和五年度入滿出稼移民の總數は幼兒數を加算して約八十五萬なるを以て、之を激增年度たる昭和二年に比べると約四十萬を減じ、前年度よりも二十餘萬の減少であり、其の減率は從來に見られぬ程高かつた。其の原因は前述昭和四年度下半期に見たる露支の紛糾、銀價の暴落に加ふるに、鄕里地方に現出せる稀有の豐況、時局小康等が浮腰であつた移住希望者の腰を落着け、延いて極貧者の救濟移住援助機關が從來の如く活躍しなかつた等の綜合的作用の結果である。

二、入滿數と其の仕出地別經路別比較　銀價の暴落は入滿數減退の一因であると同時に、旅費採算の關係上各經路別各仕出港別にも、反映あることが想像される。次表仕出港別に於て從來は山東省西南部住民を多數に吐き出した靑島港の比率減、北寧線經由を有利とした天津港乘船者の比率減等は確に此の間の消息を說明するものである。陸路入滿者の減少は前年と推定の根據を異にするから正確なる比較を行ふことは許されないが、後揭離滿數の統計と相俟つて、入滿、離滿共陸路北寧鐵道を利用せねばならぬ遠距離地方住民の多くが、出稼竝に歸還を見合せたと見らるゝのである。

仕出地別、經路別入滿數

經路別 / 仕出地別	大連	營口	安東	陸路	合計 員數	合計 %	昭和四年 員數	昭和四年 %
青島	一五、八二七	三、三三〇	九、二六四	—	二六五、三二一	二〇、四	二三六、一三八	二一、九
芝罘	一一〇、〇四八	五八一	一五、三六九	—	二三五、九九八	一五、六	一三九、〇一〇	一三、九
龍口	五八、九四九	六二、五〇〇	二、五八六	—	二四、〇三五	一五、三	一五五、九四七	一四、四
天津	四〇、四〇三	六五、一八一	一、六八一	—	一〇七、一六五	一三、二	一六六、一五七	一五、四
其他諸港	一五、六一五	八、六六八	五、八〇三	—	五〇、〇八六	五、〇	二五、八三〇	二、四
海路	三七七、八四一	一四〇、一六〇	三四、七〇三	—	五五二、七〇四	六八、二	七二三、〇八二	六七、〇
陸路	—	—	—	二五七、二九六	二五七、二九六	三一、八	三五、九一八	三三、〇
合計 %	三七七、八四一	二四〇、一六〇	三四、七〇三	二五七、二九六	八一〇、〇〇〇	一〇〇	—	—
昭和四年 %	四六、七	一七、三	四、二	三一、八	一〇〇	—	—	—
	四九五、四一四	一九〇、一七八	三七、四九〇	三五六、九一八	一、〇八〇、〇〇〇	—	一、〇八〇、〇〇〇	一〇〇、〇
	四五、九	一七、六	三、五	三二、〇	一〇〇	—	一〇〇	—

註　本表には幼兒數を含まず

三、離滿數と其の仕向地別經路別比較　昭和五年度の歸還數は約五十六萬であつて、歸還者の激增を呈した前年度に比らべれば、稍々減少はしてゐるが、次表仕向港別統計に於ける青島を除く各港の前年に對する增加及營口經由者の異數の增加、陸路經由者の減少、大連經由者の比率減等に卽して考へるに、明白に銀價暴落の爲旅費採算の關係で遠距離地方住民のみ歸還を見合せてゐることが判る。而して其の減率は入滿に於けるが如く高率ではない。

仕向地經路別離滿數

經路別 / 仕向地別	大連	營口	安東	陸路	合計 員數	合計 %	昭和四年 員數	昭和四年 %
青島	七九、三三三	一、二六五	一五、〇七九	—	九五、六七六	一七、一	九九、七六九	一六、一
芝罘	六一、七四二	一、一六三	一二、三〇六	—	七五、二二一	一三、四	六八、〇四八	一一、〇
龍口	三三、五二七	四四、〇一八	三、九一一	—	八一、四五六	一四、五	七七、五〇一	一二、五
天津	一五、七三六	五一、〇三八	三、〇二二	—	六九、七九五	一二、五	五四、三六九	八、八
其他諸港	六、八五八	五、六九三	一、九三六	—	一四、四八七	二、六	五、一二一	〇、八
海路	一九七、一九五	一〇三、一七七	三六、一五三	—	三三六、六二五	六〇、一	三〇四、八〇八	四九、二
陸路	—	—	—	二二三、三七五	二二三、三七五	三九、九	三一五、一九二	五〇、八
合計 %	一九七、一九五	一〇三、一七七	三六、一五三	二二三、三七五	五六〇、〇〇〇	一〇〇	—	—
昭和四年 %	三五、二	一八、四	六、五	三九、九	一〇〇	—	—	—
	二二二、二八〇	六八、六〇三	二三、九二五	三一五、一九二	—	—	六二〇、〇〇〇	一〇〇
	三四、三	一一、一	三、九	五〇、八	—	—	—	—

四、定著數　以上二表は多少數字の根據を異にし、之によつて正確なる定著數を求むることは困難であるが、兩者の差引に於て其の概算を試みると、五年度定著數は精々三十萬位である。

歸還數の增加は、一面に永住者の減退を說明する根據ともなるべきものであるが、之を以て直に本年度定著者の減退と看做し得ぬことは、實地調査の結果に於て移住者の滯在年數が普通三四年乃至五、六年なることが明瞭とせられたるを以て、之を推知すべく、依て四、五兩年度に見たる歸還者異數の增加は、昭和二年後移民激增により推積した出稼者の歸還と認むべきものである。

五、移民の分布狀況　先づ滿鐵線主要驛別移民の分布を見るに、搭乘總數が前年度に比らべ約二十四萬といふ異數の減少なる爲、各驛共減少を見てゐる。然し北移傾向の減退と共に南部主要驛は當然比率增を來さねばならぬ筈であるのに、却つて北部主要驛に比し比率減を呈せるは奇異的現象であるが、右は營口上陸者中奉天、撫順等に下車する目的のものは、銀價暴落の影響により尠なからず河北驛より北寧鐵道利用の迂回經路を辿れる爲であつて、直に之に卽して北移減退の傾向を否定し去るのは早計である。

出稼移民滿鐵沿線主要驛分布數

發驛／著驛	大連	營口	安東	奉天	合計 員數	合計 %	昭和四年 員數	昭和四年 %
鞍山	七、六二八	—	九	二、六二四	一〇、二七一	三、〇	一〇、八九八	一、九
奉天	三五、三九〇	八、五〇七	一、八九一	—	四五、七八八	一〇、四	八〇、一二九	一三、七
鐵嶺	八九七	三八〇	九五	一六、八四五	一八、二二七	五、三	二九、九三五	四、一
開原	二、九〇〇	一、三五五	一九四	一八、二六四	二三、七一三	六、六	四一、〇九三	七、一
四平街	三、七三三	一、八三一	二〇八	一七、四六六	二三、二三八	六、七	四〇、二〇七	六、九
公主嶺	二、一二四	一、〇七三	七	五、五六〇	八、七五四	二、五	一四、四三三	二、五
長春	五一、五九四	四〇、六八九	一、八九六	七三、九三六	一六六、一一五	四八、七	二六八、〇九〇	四五、九
撫順	七、九五一	三、一五九	七二三	一八、七五〇	三〇、五八三	八、九	七〇、九一七	一二、二
其他	一、七九五	八八九	四八〇	一四、二二三	一七、三七七	五、〇	二七、一一八	四、七
合計	一二四、〇〇二	五七、八八三	五、五〇三	一六七、六六八	三四五、〇五六	一〇〇	—	—
%	三三、〇	一六、七	一、六	四八、五	—	—	—	—
昭和四年	一七四、〇二六	九七、八三一	二、一一三	二九九、八〇〇	—	—	四八二、八〇〇	一〇〇
%	二九、九	一六、八	一、九	五一、四	—	—	一〇〇	—

次に北滿地方の移民分布狀態を哈爾濱事務所運輸課の推定によつて、前年度と比較してみるに、次の如く、前年度東支鐵道問題により脅威を受けた、東支東部線地方、松花江下流地方及其の他北滿地方進入者が著しく比率的に減退し、東支西部線地方が異常に比率增を呈して、一瞥前年度に於ける露支紛糾の反映せることが肯かれる。

地方別　年次	昭和四年度（自三年七月至四年六月）	昭和五年（自四年七月至五年六月）
東支南部線地方	一、二三〇　〇、五％	九、二四〇　一、二％
哈爾濱附近	六、一四〇　二、四	八、四七〇　一一、〇
東支東部線地方	四七、八九〇　一八、七	一六、九四〇　二二、〇
松花江下流地方	八四、七二〇　三三、〇	一〇、七八〇　一四、〇
呼海線地方	二五、七九〇　一〇、〇	二九、二六〇　三八、〇
東支西部線地方	六六、三五〇　二五、八	二、四一〇　三、〇
其他北滿地方	二四、五六〇　九、六	

註　其他北滿地方にはウスリ河流域地及黑龍江沿岸並呼倫貝爾地方を含む。

第二節　浙江省農民の移住失敗と商業移民來滿說

一、浙江省農民の移住失敗　昭和二年より同四年に至る三箇年に觀たる巨數の移民は、遽に支那官民の滿洲に對する態度の覺醒を促がした、其の結果滿洲移民にも漸く組織化的色彩の加はらんとする傾向が窺知さるるに至つた。水田經營を目的とする浙江省農民の滿洲移住も勿論此の組織化的傾向の一顯現に過ぎぬ。蓋し彼等の移住は最初から官憲の政策的企劃の下に爲されたものであつて、自國民の手による資源開發と鮮農驅逐の使命を兼帶せるものであつたからである。

併し乍ら地理的條件、言語習慣等生活環境の異常なる相違は、果して能く適應し得るか何うかと、當初より危惧と興味の目を以て見られてゐたが、結局折角の計畫移民も第一回に於て見事失敗に歸してしまつた。

浙江省農民の滿洲移住は曾て前清時代にも一度試みを見たと稱されてゐるが、現在その跡方もなきこころよりすれば、今回の失敗も蓋し當然の歸趨に外ならぬ。併し乍ら今や支那中部の事情は所有方面に失敗を失敗として放棄されぬ程危機を孕むでゐる。故にここに彼等の移住の經過を簡述して置くのも徒爾でいあるまい。

先づ移住計畫の動機は同省が連年風水蟲害を蒙り、殊に昭和四年夏期に於て見たる數十年來未曾有の洪水の被害は管下四十餘縣に亘り三十餘萬の罹災農民を算したるが爲に、其の救濟の對策として、滿洲移住が企劃されたのであつた。勿論爲政者は彼等の移住が前述の如き使命を容易に果して呉れるといふことの方により多く期待を有したのである。故に滿洲に於ける日本の勢力を驅逐せんと專念せる東北各省政府に於ても可及的援助をなすべく、遼寧省一萬、吉林省五萬、黑龍江省十萬、興安屯墾區五萬を收容し、農具、種子、家畜、家屋建築等省政府より一時之を立替へ支給し食料は紅卍字會より給與する等の良好なる條件の下に諒解が成り、一方浙江省政府に於ても移民輸送辦法の制定輸送費の負擔等從來の直魯移住民に見られぬ程極力便宜を計つたが、結局應募者は豫想外に尠ないのみか、一旦乘船したものの中にも壞鄕の情に堪へられずして、密かに上陸歸鄕するものを出す等、種々の經緯を經て、四月二十八日第一回の先發隊として僅に男一八六名、女九六名、子供三二名計三一五名の移住者を見たに過ぎなかつた。

併し乍ら其の數こそ尠なかつたが、彼等の移住は中部支那農民の滿洲進出の火蓋を切れるものであつて、其の成否

は爲政者や同鄕者は勿論のこと、所有方面の興味を唆つたのであつた。

彼等は最初地理的關係から、殆ど營口縣下の水田經營に從事する豫定であつたが、變更されて廣大なる水田可耕地を擁する壞德縣下の潦河流域地方に配屬さるるに至つた。而も同地方には從來一二〇餘戸六三〇餘名の朝鮮人が在住し、悉く水田經營に從事せるを以て、鮮農驅逐の使命を持つ浙江省農民の進入は、先住鮮農にとつて一大脅威となり直に壓迫驅逐せらるるのでいないかと憂慮せられたのであつたが、新來移民は悉く未開墾地に着き、鮮農の小作地を侵害するに至らず、著しき生活環境の變化に多數の罹病者さへ出し、粟粥は食へぬから米食若しくは月三十元保助金を與へよ等の贅澤な要求を提出し、當局者の感情を害し、僅に數戸を殘して終に慘めにも旗を捲いて、再び各所の保護を受けつつ、鄕里浙江省に無料送還されて落着した。

斯くて多大の期待を以て目された第一回浙江省農民の滿洲移住は、中部以南支那農民の滿洲進出の前途に一大暗影を投じて完全に失敗に歸したと云つて差支へない。

二、商業移民來滿說　然るに農業移民の失敗の報傳はるや否や、一方に米國、アフリカ、歐洲各國に固き地盤を有してゐた、支那商業が世界的不況と銀安の爲に經營困難に陸り、歸國を希望するもの續出せる爲、支那側では之等在外支那人を東北に移住さすべき方針の下に歸國希望者と交渉を進めつつある報告が齎らされた。東北當局の消息として傳へらるるところに據れば、約百萬を東北移民として吸收する計畫であつて、彼等の投資の爲には凡有ゆる便宜を與へる方針なりと。果して、具體化せるか否かに就ては其の後の消息を缺き不明であるが、若し今之を眞なりとすれば、從來の農業移民に代はるに商業移民並に資本移民の滿洲進出を意味するものであり、將來滿洲の經濟界に相當大きな影響を與へるであらうと想像され其の成行は浙江省農民の移住失敗と比較對照して大いに興味ある問題であると注視されてゐる。（栗　本）

第十一章　昭和五年度に於ける滿鐵の營業と事業

第一節　營業成績

昭和五年度に於ける營業成績は、營業收入一億八千八百十萬四千圓、營業費一億六千六百四十三萬圓、差引益金二千百六十七萬圓にして、之を前年度に比すれば、收入五千二百八十九萬三千圓、經費二千九百六萬千圓、差引益金二千三百八十三萬二千圓の大減少を來してゐるが、それは昭和四年度に於て露支紛爭の爲北滿貨物の異常南下を惹起せることを考慮に入れねばならないのであつて、加ふに彌々深刻を加へた世界的不況竝に銀價慘落に因る輸出入貨物の激減と石炭販賣不成績とが斯くの如き減收の主要原因をなすものである。

今事業別に之を觀れば次表の如くである。

營業收支

種別	收入	支出 純支出額	支出 償却及除却費	支出 計	損益
鐵道	九五、三三〇、七三〇円	三四、二六四、六〇二円	二、五〇三、九七五円	三六、七六八、五七六円	五八、五六二、一五三円
港灣	八、五五八、七〇五	六、一四三、六四〇	五九三、九九〇	六、七三七、六三〇	一、八二一、〇七四
鑛業	六二、四四一、一六〇	五七、七九六、一二五	二、八三一、八六三	六〇、六二七、九八八	一、八一三、一七二
製油	二、六二五、四〇〇	二、三二四、八一三	二六八、〇一八	二、五八二、八三一	三二、五六八
製鋼	六、六四一、二八九	六、五六四、八七四	七四三、〇四七	七、三〇七、九二一	六六六、八三二
地方	四、五八六、三六九	一五、〇五一、二六六	二五四、一六三	一五、三〇五、四二九	一〇、七一九、〇六〇
總體費	—	一〇、七九三、八一六	七三、九七二	一〇、八六七、七八九	一〇、八六七、七八九
收入利息	五、三五六、九八一	—	—	—	五、三五六、九八一
社債利息	—	一六、二〇二、〇〇八	—	一六、二〇二、〇〇八	一六、二〇二、〇〇八
支拂雜利息	—	七、六六一、九六三	—	七、六六一、九六三	七、六六一、九六三
雜益	二、五七三、四二五	—	—	—	二、五七三、四二五
雜損	—	七三四、四九八	—	七三四、四九八	—
社債差額塡補金	—	—	三〇三、四八〇	一、〇三七、九七八	一、〇三七、九七八
計	一八八、一〇四、〇六二	一五七、五一七、六〇八	一、三三〇、四八〇	一、三三〇、四八〇	一、三三〇、四八〇
前年度	二四〇、九九八、〇六二	一七八、三八五、一八六	一七、一〇七、〇一八	一九五、四九二、二〇五	四五、五〇五、八五七
比較減	五二、八九三、九九九	二〇、八五七、五七八	八、二〇四、〇二六	二九、〇六一、六〇四	二三、八三二、五九五

第二節　事業概況

第一項　鐵　道

一、施　設

本年度内に於ける施設の主なるものとして擧ぐべきは、輸送力の増加を圖るため過年度來繼續施行中であつた復線工事を續行して、開原金溝子間十粁八百十米を完成し、且つ開原長春間、遼陽煙台間及安東鷄冠山間の線路勾配を變更せることであつた。

二、營　業

(イ)運輸　營業收入は財果の一般的不況と銀價慘落の結果旅客貨物共にその輸送量を減じ、昨年度に比し二千六百七十七萬三千十二圓の減收を見た。一方營業費に於ては各費目共に節約方針を採り、合計千四十四萬四千九百三十一圓の節減を示し差引益金五千八百五十六萬二千百五十三圓を得た。

本年度に於ける運輸營業成績を示せば左の如し。

種別	金額 本年度	前年度	比較增減
客車收入	一一、四六一、一七五円	一七、四五一、五八五円	減　五、九九〇、四〇九円
貨車收入	七七、九三六、六八七	一〇一、〇八九、四七四	減　二三、一五二、七八六
其他收入	五、九三二、八六六	三、五六二、六八〇	二、三七〇、一八六
計	**九五、三三〇、七三〇**	**一二三、一〇三、七四二**	減　**二六、七七三、〇一二**
營業費	三六、七六八、五七六	四七、二一三、五〇七	減　一〇、四四四、九三一

旅客輸送　本年度乘車人員は八百十一萬五千八百八人、收入千四十六萬千百七十五圓にして、之を前年度に比すれば乘車人員二百二十九萬四千七百七十一人收入五百九十九萬四百九圓を何れも減少した。此の如き激減は經濟界の世界的不況と未曾有の銀價暴落の影響を蒙り、一般支那人旅客の減少したると大宗たる出稼華工竝に北滿移民、及歸還華工等の輸送極めて閑散なりしに因るものにして、近年稀に見る現象である。尙客車收入に比し乘車人員の減少步合の少なきは學生團體、海水浴、溫泉往復等の近距離旅客の增加を見たに因る(記事中の收入には寢臺料急行料金等を含む)

	乘車人員	乘車延人粁	乘車賃金
本年度	八、一一五、八〇八	七一八、九八四、六〇八	一〇、二二三、〇〇二

前年度	一〇、四一〇、五七九	一、〇八七、六四四、二五四	一五、七九七、六四三
比較減	二、二九四、七七一	三六八、六五九、六四六	五、五七四、六四一

貨物輸送　本年度貨物取扱瓲數千五百十九萬三千二百七十二瓲、收入七千七百九十三萬六千六百八十七圓にして、之を前年度に比すれば、取扱瓲數三百三十六萬九千六百八十八瓲、收入二千三百十五萬二千七百八十六圓を何れも減少した。之を主要貨物に就て觀れば、石炭七百八十萬四百三十九瓲、大豆及豆粕二百十八萬九千八百二十瓲、その貨物五百二十萬三千十三瓲にして、前年度に比し石炭約百十三萬瓲、大豆及豆粕百二十二萬瓲その他貨物百一萬瓲を減少して居る。由來逐年增加の傾向にありし輸送貨物が本年度に於て一轉激減したるは、先づ經濟界不振の結果、日本內地その他に於ける石炭の需要尠く、爲めに撫順炭の如きは採炭制限の止むなきに至り、また大豆、豆粕、その他の特產物も、大豆は主要販路たる歐洲に於ける一般作物豐作の結査需要減少し、豆粕は主要消費地たる日本內地に於て他種肥料に壓倒され、又農村の購買力減退せる等に因り取引振はず、爲めに兩者共に價格下落し、一方銀價の低落は奧地農家の賣惜みを招き、特產物一般に涉て荷動不活潑を呈するに至つたこと、更に地方的には支那隣接鐵道活動の結果、從來滿鐵線に依り輸送せられつゝありし貨物を奪ひたるものと見るを得べく、且前年度に於ける露支紛爭は北滿貨物の滿鐵線吸收に好結果を齎したるも、時局安定と共に浦鹽港向輸送漸次活況を呈するに至りたること等各々激減の主因といふことが出來る。

種別	貨物瓲數	貨物延瓲粁	貨車收入
普通貨物 大豆及豆粕	二、一八九、八一九瓲	一、一六二、三一五、一三六	二三、〇四四、七九六円
共他	三、四〇三、四一四	九六五、六二二、九〇八	二〇、一八五、三一六
計	**五、五九三、二三三**	**二、一二七、九三八、〇四四**	**四三、二三〇、一一三**
社內貨物	九、六〇〇、〇三八	二、六三七、五七二、三二七	三四、七〇六、五七四
合計	**一五、一九三、二七一**	**四、七六五、五一〇、三七一**	**七七、九三六、六八七**
前年度	一八、五六二、九五九	六、三二三、七一五、三三六	一〇一、〇八九、四七四
比較增減	減 三、三六九、六八七	減 一、五五八、二〇四、九六五	減 二三、一五二、七八六

（ロ）工作　大連工場は昭和六年六月職制改正の結果之を鐵道工場と改稱し、車輛機器及工作品の修理製作竝附帶事業に關する事項を分掌することとなつたが、本年度に於ける製修價額は九百四萬四千百九十九圓にして前年度に比し約四百九十八萬六千圓を減じた。而して社外註文品の製修價額は、七十六萬八千圓にして前年度に比し約四十五萬五千圓を增加せるは、支那鐵道の車輛改修繕の註文增加せるに因る。

今年度內に於ける當社鐵道用車輛の製作、改造及修繕輛數を擧くれば次の如し。

種別	製作	改造	修繕	計
機關車	八	四	一九八	二一〇
動車	一七	—	三	二〇
客車類	八	四四	三四七	三九九
貨車類	一五五	六一七	二、四五九	三、二三一
計	一八八	六六五	三、〇〇七	三、八〇六

(八)倉庫　本年度に於ける倉庫營業驛は大連埠頭外三十驛にしてその保管貨物の受拂狀況は左の如し

年度	受入瓲數 前年度越高	受入瓲數 本年度	受入瓲數 計	拂出瓲數	殘高瓲數	預延日瓲數	一日平均在庫瓲數
本年度	四三、四八瓲	三、五三、四六八瓲	三、九八六、九五七瓲	三、四六六、八六二瓲	五、〇九、〇九五瓲	一〇三、四七五、二五三瓲	二八〇、七五四瓲
前年度	四九四、六〇二	五、〇一〇、四六九	五、五〇五、〇七一	五、〇九一、五八二	四、三、四八八	一三〇、一七三、三二三	三五六、六三九
比較增減	減 八一、二二三	減 一、四二七、〇〇二	減 一、五一八、一二四	減 一、六二四、七二〇	一〇六、六〇六	減二七、六九八、〇五九	減 七五、八八五

第二項　港灣

一、施設

本年度に於ける主たる港灣施設は、過年度來引續工事中なりし甘井子埠頭築造工事の完成であつて、殊に其石炭機械的船積施設の如きは規模雄大且最新のものである。

又大連埠頭諸施設は年を逐ふて完備しつゝあるが、混合保管倉庫鋼管建一棟面積七千三百四十六平方米、雜穀保管倉庫木造建一棟面積六千三百一平方米、同煉瓦造一棟面積八千三百五十一平方米の新設を見、試驗用としてグレーンエレベーター一基を建設して、特產聲價の擧がらんことを期して居る。

二、營業

本年度中に於ける港灣收入は八百五十五萬八千七百五圓にして港灣經費は六百三十萬七千六百十圓にして前年度に比するに、收入に於ては輸出入貨物の激減と埠頭諸掛の値下等に因り約三百七十一萬七千圓を減じ、經費に於ては甘井子埠頭設備の擴張を行びたるに拘はらず、尙約百九十八萬二千圓を減じた。

(イ)船舶　本年度に於ける著埠船舶は三千八百十一隻、その總噸數千九十五萬二百六十六噸にして、前年度より隻數に於て千百一隻、噸數に於て二百八十五萬三千三百二噸を減じたが、是れ財界不況に伴ふ荷動の減退顯著となりたること、前年度に於ては北滿に於ける露支紛爭の勃發に當り、一時浦鹽港向け貨物輸送杜絶せる結果、自然當港に回航する船舶の增加を來したるに反し、本年度は事情舊態に復したるのみならず、浦鹽港經由日本內地向豆粕の輸出增加は同港に於ける配船數を加へたること等に因る。斯くて日本船に於て約二十二%、一方銀價の慘落に因る當港對支那諸港との貿易不振の爲、支那船に於て約二十三%、歐洲方面に於ける滿洲特產物の需要著減に

因り、外國船に於て約二十二%の減少となつた。

（ロ）貨物　本年度輸出貨物は四百九十八萬五千九百二十瓲にして、逐年增加の傾向ありしものが、一轉して前年度より二百三萬千二百八十二瓲の減少を示した。

今之を主要貨物輸送に就て觀れば、石炭二百二十二萬五千百六十四瓲大豆九十五萬三十六瓲、豆粕六十七萬五千六百五十六瓲、雜穀類四十一萬四千二百七十三瓲にして、前年度に比し石炭十七%、大豆五十六%、豆粕二十四%、雜穀十二%を各減少した。石炭、大豆、豆粕の輸出減は屢述の如くであるが、雜穀は山東及南支地方への輸出が營口埠頭の完備と共に該埠頭に依り積出さるゝもの多數に上り銀安に基く輸出不振と相俟て減少せるものと觀らる。

輸入貨物は一般財界の不況と地方的には銀價暴落し特產物の荷動不振の結果奥地土民の疲弊甚しく購買力減退せるを主因として、八十八萬六千四百十二瓲にして、五十六萬九百四十七瓲減少を示した。

港灣營業收支

種別	本年度	前年度	比較增減
船舶收入	五二五、一七四円	七八二、六九〇円	減　二五七、五一六円
收入 埠頭收入	三、六四一、三四六	五、四〇五、七〇六	減　一、七六四、三六〇
倉庫收入	一、三三〇、五八二	一、六六〇、四四五	減　四二九、八六二
其他	三、〇六一、六〇〇	四、四二七、二六〇	減　一、三六五、六六〇
計	**八、五五八、七〇五**	**一二、二七六、一〇四**	減　**三、七一七、三九八**
支出	六、七三七、六三〇	八、七一九、四七七	減　一、九八一、八四六

著離船舶取扱狀況

箇所別	著埠 隻數	著埠 噸數	著埠 數	離埠 隻數	離埠 噸數	離埠 數	戎克隻數
大連 本年度	三、八一一	一〇、九五〇、二六六	五一三、三七四	三、八〇六	一〇、九三四、三〇三	五〇〇、二四九	六二九
大連 前年度	四、九一二	一三、八〇三、五六八	四四七、九八六	四、九二五	一三、八七四、四七七	四五四、一七九	九一九
大連 比較增減	一、一〇一	二、八五三、三〇二	六五、三八八	一、一一九	二、九四〇、一七四	四六、〇七〇	二九〇
旅順 本年度	一九八	五一三、三七四		一九〇	五〇〇、二四九		—
旅順 前年度	一八八	四四七、九八六		一八七	四五四、一七九		四
旅順 比較增減	一〇	六五、三八八		三	四六、〇七〇	減	四

營口	安東
本年度	本年度
前年度	前年度
比較增減	比較增減
五一六	—
五一六	—
—	—
減	
八一〇、九八〇	—
八一一、八八七	—
九〇七	—
五一六	—
五一四	—
二	—
八一〇、三四三	—
八〇五、八〇五	—
四、五三八	—
五、六三九	三七四
四、〇六四	八〇六
一、五七五	四三二

船舶貨物取扱噸數

營口	安東	大連	旅順
本年度	本年度	本年度	本年度
前年度	前年度	前年度	前年度
比較增減	比較增減	比較增減	比較增減
減		一、四四七、三五九	二四、〇四五
六九、二一六	四五、四九一	八八六、四一二	二九、二三六
一二六、九五六	一一五、一二一	五六〇、九四七	五、一九一
五七、七四〇	六九、六三〇		
一、〇九二、五九五	一三、三二九	五、四三九、〇九五	五六八、八二四
七六四、九四九	一八、三六九	七、五七〇、三七七	五一四、二四三
三二七、六四六	五、〇四〇	二、一三一、二八二	五四、五八一
一、一六一、八一一	五八、八二〇	六、三二五、五〇七	五九八、〇六〇
八九一、九〇五	一三三、四九〇	九、〇一七、七三六	五三八、二八八
二六九、九〇六	七四、六七〇	二、六九二、三二九	五九、七七二

第三項　鑛　山

一、施　設

本年度内施設の主なるものは撫順古城子露天掘に於ける大**スキツプ**捲工事の繼續事業と、剝岩採掘運搬設備として新に電氣**シヨベル**二臺、電氣機關車五臺、**サイドヒンヂダンプカー**六十五輛を增加し採掘並運搬に一段の威力を加へたことである。

二、營　業

本年度内石炭總採掘高は七百四萬二千五十七噸（英噸）、販賣高は七百二十五萬九千四百五十一噸にして、前年度

に比し前者約三十九萬噸、後者約七十三萬噸の減少である。本年度出炭計畫初め撫順八百十萬噸、煙臺三十萬噸を樹立せるが、各方面共石炭の需要減退せる爲め、數次變更の結果、撫順六百八十五萬噸、煙臺十七萬噸に更正せられた。

其の販賣狀況を觀るに、社用炭に在りては百三十六萬二千噸にして前年度より四萬千噸の減少である。主なる用途別を見れば鐵道用炭四十三萬五千噸にして、前年度より十五萬噸を減少したるは、特產物の出廻減並に消費節約の結果である。製鐵所用炭は六十七萬六千噸であつて、前年度に比し十一萬九千噸を增加したるは、銑鐵生產增加に伴ふ原料使用炭の增加に基くものである。滿洲地賣炭に在つては百七十萬五千噸であつて、前年度に比し三十八萬五千噸減少した。蓋し滿洲財界は秋期特產物の增收にも拘らず、輸出の不振なりしと、年初七十圓臺であつた銀相場の四十圓臺に至る奔落の爲、燒鍋、煉瓦、紡績、鐵匠、製粉、油房その他諸產業の蒙つた影響頗る深刻にして、破產休業するもの續出し、搗て銀建を利せる支那炭が輸送機關の發達と國貨提唱の機運に乘じて各地に跳梁を恣にし殊に哈爾濱方面に於ける穆陵炭及鶴立崗炭、長春、吉林方面に於ける蛟河及火石嶺炭、奉天、營口方面に於ける北票及開平炭等最も猛威を逞ふしたに因る。依て各地市場の實狀に應じ適宜對抗品を作成して價額品質に於て拮抗し、之が競爭に必死の努力を盡したるも效なく如上の減少を見るの止むなきに至つた。

輸出炭に在りては、本年度三百六十四萬四千噸にして、前年度に比し十五萬噸の減少である。之を朝鮮、日本、海外に大別すれば朝鮮移出に於ては三十七萬六千噸にして前年度に比し二萬九千噸を減少し、日本內地輸出に於ては百七十五萬噸にして十四萬八千噸を減少し、海外輸出に於ては百五十一萬八千噸にして二萬六千噸の增加を示した。朝鮮移出の減せ少るは、鮮內產出炭の進出目覺しく、旁々**ダンピング**的日本炭の安値提供は著しく社炭の販路を脅かせるを以て二號塊、三號塊を以て安値他炭との對抗を策し、或は塊、中塊の値下を斷行したるも前記減少の餘儀なきに至り、日本內地輸出に於ては、前年度末二百五十萬噸を示せる全國貯炭が、逐月遞增の一途を辿り八月には空前未聞の巨量三百二十三萬噸に達し、十月九州中小炭坑業者が互助會を組織して、二割二分の送炭制限を石炭聯合會に迫り之を實行せしめしも、苦境に沈湎せる群小炭山は整理休坑を余儀なくせらるるもの多く、僅かに採炭を維持するものも、手取無視損失覺悟の賣拔第一主義にて、各官廳入札に現はれたる炭價は崩落又崩落を示し、北海道、常盤、九州各大手筋の投賣は愈炭界をして混亂に陷れ、而も需要家が安値物を買漁る結果、塊粉需給狀態の均衡を失し、各地とも粉炭簿に貯炭は跛行狀態を示し、塊粉炭價接近するの奇現象をさへ呈した程であつて、この混亂に乘ぜる需要家は値引要求、既契約の廢棄等社炭の賣拔をして著しく困難に陷れたるを以て、特殊方面に對する**ダンピング**、販賣店の新設、値引による舊約定引取の促進、滿鐵購買關係定に對する賣込その他成約第一主義にて賣拔に邁進せるも、甲斐なく前記の減少を見るに至つた。而して海外輸出に於ては隣邦支那の政情一時小康を保ちたりしが、閻錫山、馮玉祥兩氏の北方政府樹立共產土匪の猖獗等中央政府を脅かすものあり、相俟て屢々金融市場を攪亂し人心を不安に導き、斯くて農村の疲弊は戰亂と前年來の銀價暴落に愈窮乏を極め、各地工業亦生色なく、就中生糸工場方面糸價の慘落に需要減退し、石炭消費の打擊を蒙るや大なるものもり、特に上海方面に於ては運賃安を利する日本炭の進出等社炭の

販路到る所脅かされ、又馬尼剌方面に在りては重油使用の普及竝外國炭の進出著しきものあり、各地市場共炭況不振を極めたるか、昭和六年三月開平炭の輸送に關し開灤鑛務局と北寧鐵路局との係爭による同炭輸送減退に乘し、南支方面俄然積出活氣を呈したる爲僅かに減少を免れた。

船舶焚料炭に在りては本年度賣炭五十四萬九千噸にして前年度に比し十五萬七千噸の減少である。

今鑛業營業取支及石炭受拂の內譯を示せは次表の如し

鑛業營業收支

科目	本年度	前年度	比較增減
石炭收入	六一、三二二、八七五円	八一、三七九、三二一円	減　二〇、〇五六、四四五円
其他	一、一一八、二八三	二、九八五、三四一	減　一、八六七、〇五八
計	**六二、四四一、一六〇**	**八四、三六四、六六四**	減　**二一、九二三、五〇三**
支出	六〇、六二七、九八八	七二、〇八九、五四八	減　一一、四六一、五五九
差引益	一、八一三、一七一	一二、二七五、一一六	減　一〇、四六一、九四四

石炭採掘高內譯表（單位英噸）

礦別	出炭高 露天掘	出炭高 坑內掘	出炭高 計
撫順	三、一八三、〇〇〇英噸	三、四一五、一〇〇英噸	**六、五九八、一〇〇**英噸
煙臺	—	一七五、〇〇〇	**一七五、〇〇〇**
計	**三、一八三、〇〇〇**	**三、五九〇、一〇〇**	**六、七七三、一〇〇**
前年度	三、二三六、四〇〇	三、七九五、七〇〇	**七、〇三二、一〇〇**
比較減	五三、四〇〇	二〇五、六〇〇	**二五九、〇〇〇**

石炭販賣高內譯表

種別	社用炭 噸數	社用炭 金額	滿洲地賣炭 噸數	滿洲地賣炭 金額	輸出炭 噸數	輸出炭 金額	船舶焚料炭 噸數	船舶焚料炭 金額	計 噸數	計 金額
撫順炭	一、〇五八、七四九英噸	七、一八六、四二三円	一、五九九、五九五英噸	一四、一三八、八六三円	三、六三六、二〇〇英噸	三二、〇三九、八一六円	五四八、五九四英噸	四、三九五、四五〇円	六、八四三、一三八英噸	五四〇、一九二五、五五五円
煙臺炭	八七、一七五	二八六、五三〇	三五、六七七	二三二、〇九九	二、〇一〇	二一、五六一	—	—	二四、八六二	二三八、三六〇
他種炭	一七八、七〇七	一、五三〇、七〇三	四四、一二三	六一六、五六九	五、五三〇	九三、六九四	—	—	五〇、六六六	二、二四〇、九六六
煉炭	三六、一〇五	二三四、五六七	二五、九六七	三一、三七〇	一二五	一、六六二	—	—	六二、二九七	六四七、六〇〇
骸炭	七六〇	三三、一三九	三四	四三	—	—	—	—	七九四	三三、五六二

計	一、三六一、五九六	九、三七一、三六四	一、七〇五、三九六	一五、三九九、三二六	三、六四五、八五三	三、一五六、七三四	五四八、五九四	四、三九五、四五〇	七、二五九、四五一	六一、三三、八七五
前年度	一、四〇三、二四一	一〇、七四三、八二六	二、〇八九、九八二	三、〇三九、七二七	三、七四一、二〇九	四〇、七二七、七六三	七〇五、三五一	六、八七八、〇〇四	七、九一一、七六八	一、三七九、三二二
比較減	四〇、六四八	一、三七三、四六三	三八四、五八六	七、六四〇、四〇一	一五〇、三四四	八、五六一、〇一八	一五六、七五七	二、四八二、五五四	七三三、三五三	二〇、〇五六、四四五

備考　從來鑛業收入たりし鞍山骸炭の販賣高は、本年度より製鐵收入に計上することになりたる爲、本表本年度分には之を含まざるも前年度分には社用九百噸地賣六百四十四噸、計一千五百四十四噸、收入金參萬四千九百貳拾四圓を包含す。

三、附帶工業　撫順炭礦に於ける本年度發電所成績を擧くれば、總發電量一億九千四十三萬七百キロワット時にして送電量は電燈用約千百四十二萬四千キロワット時、奉天送電約二千二百三十七萬五千キロワット時、その他動力用一億三千四百三十六萬七千キロワット時である、而して副生物は硫酸**アンモニア**七千三百四十三瓲、**ピッチ**七千二百五十九瓲、**クレオソート**五千六百五十五粁を得た。硫酸工場に在りては五十度硫酸二萬八千三百九十七瓲骸炭工場に在りては骸炭六千百三十三瓲タール三百十三粁等を生産した。

第四項　製油工場

昭和四年十二月一部運轉を開始せる製油工場は、昭和五年五月乾餾爐八十基の全運轉を見、六月粗蠟工場運轉開始を最後として、製油工場の整備全く成り、工場全般の操業開始ともに七月一日より營業に入つた。而して本年度は當工場完成後の第一營業年度なりし爲、試運轉期間に屬するもの六箇月間ありしと、他に類例を見ざる新規事業なる關係上從事員も無經驗者のみにして、作業全般に亘り不慣れなりしこと、及豫定通り含油量平均六パーセントの頁岩の供給を受くること困難なりしこと等の理由により、上半期は豫定量の製品を產出し得ざりしも、下半期に於ては頁岩の含油量平均六パーセントに達せるを以て、海軍納入重油の如き契約量を超過する數量を發送するを得、殊に硫安粗蠟、骸炭の如きは豫算計上數量に略近き生產品を得たるは操業第一年としては好成績と謂ふべきである。而して各製品の生產高及販賣高を示せば左の如し。

種別	生產高	販賣高	收入
重油	二八、五七八瓲	二七、六八〇瓲	八八六、七八六丙
粗蠟	一〇、六〇六	七、八二五	七八三、七一四
骸炭	二、六八四	二、三七三	五七、八〇七
硫安	一三、八三四	一三、一三〇	八八七、〇九二
計	—	—	二、六一五、四〇〇

第五項　製鐵所

一、施設

本年度內鞍山製鐵所に於ける主なる施設は、第一鎔鑛爐を大修理して銑鐵二十八萬瓲生產の萬全を期せむが爲、之

が取壊し工事を了し、翌年度完成する事として專ら工事の進捗を計れる外、燒結機增設、コンベーヤー改造、還元爐微粉炭燃燒裝置新設、還元爐增築及選鑛設備の增設、ベンゾール工場諸設備工事、硫安工場增築及硫安破碎機据附工事の完成である。

二、營　業

本年度は前年度末完成火入したる第三高爐及第二高爐を以て操業し、銑鐵二十八萬瓲生產を目標として進み、爐況概して良好にして前記豫定量を突破して二十八萬八千四百三十三瓲に達し、前年度より七萬七千九百九十瓲を增加した。生產原價は工場各方面極力經費の節減、能率の增進に腐心せる結果銑鐵の品質は硅素の低下及滿俺の增加並に金型先の製造等前年度に比し大に改善する所あり、瓲當原價二十八圓四十一錢にして、前年度に比し三圓七十八錢を低下した。然し市場不況の結果鐵價暴落し、遂に原價の低下之に追從し得ず、本年度決算に於て六十六萬六千圓の缺損を計上するの餘儀なきに至つた。選鑛作業は當所の重要業務にして、工場能率の進退は直に銑鐵原價の高低を左右するを以て、その生產增加と品質向上には最も力を傾注し、幸ひ本年度は成績甚だ良好にして、燒結鑛の厚價とその品質との綜合的價値を見る場合、既に富鑛を凌駕せむとする域に進步してゐる。

次に本年度銑鐵販賣高は十六萬二千四百九十二瓲にして、前年度に比し三萬七千五百九十九瓲を減少したが、之を地域別に述ぶれば、當銑鐵の最大市場たる日本內地は不況と金解禁による財界緊縮、消費節約の徹底化に製鋼方面は減產に次ぐに減產を以てし、鐵管鑄物方面も同樣需要少く、前年七十五萬瓲の民間需要高は六十五萬噸に減退した。斯くて銑鐵共同組合は國產奬勵、關稅引上運動等印度との徹底的輸入防止に努め、一方市價安定の爲五割の供給制限を爲したるも、需要の減少は如何ともする能はず、各社は多量の貯銑に苦しめられ、遂に釜石は三百瓲爐の火入延期をなし、七月には本溪湖百五十瓲爐、輪西百十五瓲爐の火を落したるも及ばず、六年三月末貯銑は四十六萬瓲に達した。この間多大の期待をかけし製鐵合同、關稅引上案も流產の憂目に遭ひ、唯印度銑の輸入高を前年の四十一萬五千瓲より二十一萬六千瓲に食止め得たるに過ぎない。事情斯の如く金融難による在庫品の處分賣、印度銑の必死的地盤維持の廉賣に、市價は五年四月三十九圓二十二錢なりしもの六年三月末には二十九圓八十錢に慘落斯く八幡製鐵所も製鋼平均三割餘の減產せる爲、鞍山銑は前年度に於て六萬瓲を八幡に納入せるが全く納入杜絕するに至り影響を蒙つた。而して本年度日本內地輸出高は十二萬瓲にして前年度より四萬瓲を減少し、海外市場としては、從來支那市場のみなるが、何れの市場に於ても悲觀材料のみにして相當需要を減退せし折柄なりしも、凡有機會と各取引店を利用し、海外市場開拓に邁進せる結果、本年度賣上三萬三千瓲に達し前年の一萬九千瓲を遙に突破するを得た。その他朝鮮二千瓲、地賣五千瓲、社用二千瓲を販賣せるが、何れも前年度に比し約半減の有樣である。

今本年度製鐵營業收支及作業並に販賣の狀況を表示すれば次の如し。

製鐵營業收支

科目	本年度	前年度	比較增減
銑鐵收入	五、六六四、〇八三円	八、九三二、六二七円	減　三、二六八、五四四円
其他收入	九七七、二〇五	七、〇七八	減　七〇、三〇二
計	**六、六四一、二八九**	**八、九三九、七〇五**	減　**二、二九八、四一六**
支出	七、三〇七、九二二	八、三九七、一〇三	減　一、〇八九、一八一
差引損益	損　六六六、六三二	五四二、六〇二	減　一、二〇九、二三五

銑鐵工場作業成績

年度	裝入原料			出銑回數	出銑高
	礦石	石灰石	骸炭		
本年度	五一六、一七五瓲	二四〇、七五七瓲	三二一、〇七七瓲	四、二〇九	二八八、四三三瓲
前年度	三七六、八五七	一八二、五七九	二五九、〇四九	五、三三二	二一〇、四四三
比較增減	一三九、三一八	五八、一七八	六二、〇二八	減　一、一二三	七七、九九〇

銑鐵販賣高內譯表

年度	社用		輸出		其他		計	
	瓲數	金額	瓲數	金額	瓲數	金額	瓲數	金額
本年度	二、三九四	九七、五二九円	一五四、九七六	五、四〇一、五〇〇円	五、一二三	一六五、〇五三円	一六二、四九二	五、六六四、〇八三円
前年度	六、四二四	二九三、〇七〇	一八三、〇五四	八、二〇六、二六五	一〇、六一三	四三三、二九一	二〇〇、〇九一	八、九三二、六二七
比較減	四、〇三〇	一九五、五四一	二八、〇七八	二、八〇四、七六五	五、四九一	二六八、二三七	三七、五九九	三、二六八、五四四

次に鞍山製鐵所に於ける附帶作業の成績を擧ぐれば、選鑛工場に在りては原鑛五十六萬二千四百九十二瓲を處理して、燒結鑛三十一萬五千五百七十二瓲を生產し、化學工場に在りては骸炭三十六萬四千百四十八瓲、硫酸**アンモニア**五千六百九十二瓲、粗**タール**一萬五千六十七粁、**クレオソート**三千二十一粁、**ピッチ**七千八百八十七瓲、**ベンゾール**二千六百十九粁、**ナフタリン**三百三十一瓲、硫酸七千五百二十九瓲等を生產した。

附　錄

昭和五年(民國十九年)公布支那重要法令表

中央の部

題名	公布年月日	施行期日	備考
度量衡法	一八、二、一六	一九、一、一	
保險法	一八、一二、三〇		
海商法	一八、一二、三〇	二〇、一、一	
工商同業公會法施行細則	一九、一、七	一九、一、七	
工場法（工廠法）	一八、一二、三〇	二〇、二、一	二〇、八、一日施行に變更
全國釐金及釐金類似の一切稅捐廢止令	一九、一、一七	一九、一〇、一〇	二〇、一、一日より實施に變更
國民政府硝磺類專運護照規則	一八、一二、三一	一八、一二、三一	
民事調解法	一九、一、二〇	二〇、一、一	
民國十九年關稅公債條例	一九、一、二〇	一九、一、二〇	

題名	公布年月日	施行期日	備考
智利硝稽核暫行辦法	一八、一二、三一	一九、一、三一	
修正工業品奬勵暫行條例施行細則	一九、一、三一	一九、一、三一	
修正交通部組織法	一九、一、三	一九、一、三	
修正省政府組織法	一九、二、三	一九、二、三	
民法債編施行法	一九、一、一〇	一九、五、五	二〇、三、二三日更に修正公布
民法物權編施行法	一九、二、一〇	一九、五、五	
漁業法漁會法		一九、七、一	
中華民國十九年度豫算試辦章程	一九、二、二六	一九、二、二六	
民國十九年交通部電政公債條例	一九、三、一七	同上	
交易所法	一八、一〇、三	一九、六、一	
勞資爭議處理法	一九、三、一七	同上	
交易所法施行細則	一九、三、一	一九、六、一	
訴願法	一九、三、二四	同上	
電氣事業條例	一九、三、三一	同上	
民國十九年卷煙稅庫券條例	一九、三、三一	同上	
工業品奬勵暫行條例廢止令	一九、四、二八	同上	
商標法	一九、五、六	二〇、一、一	同上とあるは公布の日より施行せるものとす以下同じ

市組織法	一九、五、二〇	二〇、一、一	
鑛業法	一九、五、二六	一九、一二、一	
民事調解法施行規則	一九、六、五	二〇、一、一	
工會法施行法	一九、六、六	同上	
土地法	一九、六、三〇		
手形法(票據法)施行法	一九、七、一	同上	
外國會社の登記に關する訓令	一九、七、一五		
商會法施行細則	一九、七、二五	同上	
民國十九年關稅短期庫券條例	一九、八、一四	同上	
修正民國十九年關稅短期庫券條例	一九、一〇、七	同上	
民國十九年善後短期庫券條例	一九、一〇、三一	同上	
中華民國々民政府組織法	一九、一一、二四	同上	
海商法施行法	一九、二五、二五	二〇、一、一	
船舶法	一九、一二、四		
船舶登記法	一九、一二、五		
工廠法施行條例	一九、一二、一六	二〇、二、一	
出版法	一九、一二、一六	同上	
民法第四編親屬及民法第五編相續法	一九、一二、二六	二〇、五、五	

題名	公布年月日	施行期日	備考
民事訴訟法第一編乃至第五編第三章	一九、一二、二六		
民國十九年中華民國海關輸入稅々則	一九、一二、二九		
民國二十年卷煙稅庫券條例	一九、一二、三〇	同	上

地方(東北五省區)の部

題名	公布年月日	施行期日	備考
遼寧省清鄉總局組織規程	一九、一、八	同	上
遼寧省燐寸特稅章程	一九、一、七	同	上
最高法院東北分院撤廢延期に關する訓令	一九、三、三		
遼寧省各縣地方貸款所簡章	一九、八、二九	同	上
遼寧省施行官契紙章程	一九、一〇、一七	同	上
遼寧省保險公司整理暫行章程	一九、一一、一	同	上
東北燐寸專賣條例	一九、一二、一		
漁業登記規則及同施行細則	一九、一一、二九	同	上
遼寧造幣廠組織章程	一九、一二、六	同	上
各縣官產變賣章程	一九、一二、二四	同	上
黑龍江松浦市政局編制章程	一九、二、一七	同	上

齊克鐵路工程局各站市場丈放章程	一九、三、六	同	上
齊克鐵路購地章程	一九、三、七		
黑龍江省村制總綱	一九、三、二六	同	上
黑龍江省沿邊各屬荒地開墾章程	一九、四、八	同	上
黑龍江省營業稅徵收單行章程	一九、七、二六		
黑龍江省官銀號現行章程	一九、九、六	同	上
黑龍江省官銀號附屬營業章程	一九、一〇、二九	同	上
黑龍江省水田試辦章程	一九、一二、九	同	上
黑龍江省腹部各縣民荒開墾章程	一九、一二、一二	同	上
吉林市政籌備處商埠民有地上建築物買收辦法	一九、七、一一		
北寧・四洮・洮昂・齊克四鐵道移民聯運暫行辦法	一九、四、二六		
吉林清鄉總局組織規程及同辦事細則	一九、三、一八	同	上
熱河全省經界委員會平凌等八縣城鎭基淸理章程	一九、三、一九	同	上
熱河全省警務處暫行組織條例	一九、三、二〇	同	上
修正哈爾濱特別市組織暫行條例	一九、一一、二九	一九、一二、二〇	
哈爾濱特別市組織條例施行細則	一九、一二、二〇	同	上
哈爾濱特別市自治會々員(市會議員)選擧規則	一九、一二、二七	同	上

重要日誌

昭和五年

一月

二日 支那各地交渉員制度は舊臘三十一日廢止され、一切の外交案件は外交部の直接取扱となすべき旨、公使館に通告あり。但し奉天、吉林、哈爾濱の三地は對日交渉の重要性に鑑み留保さる日本としては條約に基き從來通り各地領事をして地方政府と折衝せしめる方針なりと。

二日 許昌に在る唐氏は、閻氏の河南出動の報に驚き『予は兄を敵として戰ふ意なし、全軍を擧げて武漢に向ひ今後兄の命に服すべし』と打電す。

三日 國民政府の治外法權撤廢通告を米國拒絶す。

四日 南京佛領事、上海の王外交部長を訪ひ、治外法權撤廢通告に對する抗議と聲明とを兼ねた覺書を手交す。

五日 ハバロフスク議定書により支那軍去る一日より撤退を開始す。

六日 英德惠氏の東鐵督辦就任式本日擧行。

八日 露軍に捕虜となれる梁忠甲司令本日釋放、滿洲里に到着、赤軍第三十五六の兩軍團は何れもチタ、イルクーツクに撤退。

八日 ロンドン銀塊相場は本日又復八分三ペンス暴落し、現物二十ペンス十六分五、先物二十ペンス八分一といふ新安値を現出した。

九日 本日の臨時政治會議は稅制委員會より提出せる新國定稅率法案竝に金本位制採用案を通過す。

九日 東鐵管理局は八日附を以て來る十日より東支、烏鐵兩鐵道連絡貨物の取扱を復活し同時に曩に臨時値下せる南滿、東支連絡特定三十一號大豆、小麥及び豆粕の値下賃率を廢止する旨の通告を關係方面に發した。

十日 唐生智氏下野通軍を發し中央に生命の安全を乞ふ。

十日 銀價の暴落停止する處を知らざる實情に鑑み、國民政府國務會議に於て金の賣買を當分禁止する決議をなし、直ちに其の旨發表す。

十一日 遼寧省政府は國民政府よりの命令なりと稱し、今回穀類輸出禁止に關する訓令を各縣長に令達す。

十一日 本邦金解禁斷行さる。

十五日 國民政府は輸入稅を一率に金單位に改め二月一日より實行することに決し本日海關に發令す。

十八日 ダリバンク其の他ロシア公營機關の復活許可につき張學良氏より行政長官に訓令あり、ダリバンクは沒收財産の返還を受けキタイスカヤの舊家屋に移轉す。

十八日 ケメラー博士を首班とする支那財政顧問團は調査完了せるにつき南京政府に報告書を提出して解散す。

二十二日 閻氏は太原に於て陸海空軍副司令に就任、宣誓式を擧ぐ。

二十三日 メリニコフ氏着哈、シマノフスキー氏に代り再び總領事に就任す。

二十三日 呼海鐵道本月初旬民營に移さる。

二十四日 國民政府國務會議は新國定稅率を來る十月一日釐金撤廢實施と共に實行することを二月一日公布することと同時に日、英、米、佛等關係國の諒解を得べき樣努むることに決定す。

二十五日 本日より開催せらるべき露支會議無期延期となる。

三十日 東北交通委員會は各國鐵路局に對し今後日本人を雇傭する際は前以て本委員會の審査許可を經べき旨通令す。

二月

一日 英國は列國に先だち北支駐屯軍半減を實行することゝなつた。

一日 新任駐支米國公使ジョンソン氏蔣氏に國書を捧呈す。

一日 關稅の金本位徵收本日より施行せらる。

四日 哈爾濱のダリバンク本日より行務を開始す。

六日 國民政府鐵道部は北寧鐵路局と和龍築港會社との葫蘆島築港契約を認可せり。

七日 國務會議はハバロフスク協定の責任者蔡氏を嚴重處罰すること及び周亞細亞局長を免職處分に附すること に決定す。尙周氏の後に胡世澤氏任命さる

七日 大連五品取引所は本月九日を以て營業免許期間滿了につき豫て關東廳に對し、營業年限の更新方につき請願中のところ、資産整理の條件附にて向ふ十箇年間營業繼續の認可あり。

八日 遼寧省民政廳長陳文學氏辭任し關定保氏後任となる。

八日 外商の共同利益と滿洲に於ける經濟的發展を期する爲在哈英、米、佛獨の各國商業人により商業會議所設立さる

十一日 ノルウェー政府代表エール氏は王正廷氏と會見領事裁判權を無條件にて撤廢する旨提議す。

十二日 支那チェッコスロバキア互惠通商條約調印さる。

十二日 國民政府政治會議に於て莫德惠氏を露支正式會議支那側代表に任命の件を可決せらる。

十三日 威海衛還附問題に關しラ英公使と王正廷との間に假調印了せらる。

十三日 蔣氏は閻氏の下野勸告に對し拒絶の電報を寄せたので、多數閻派將領は連名にて强硬に下野を迫り、即時第四次全國代表大會を開くべしと通電せりと。

十三日 宋財政部長より總稅務司メイズ氏に外銀の輸入を一切禁止すべしとの命令あり、同時に國民政府も亦外交部に對し英佛兩國政府と印度安南よりの支那向現銀輸出賣買禁止に關し交渉する樣命令す。

十三日 齊克線の龍江、泰安間の工事完成せるを以て本日より營業を開始せり

十五日 閻氏より下野を迫られた蔣氏は勸告の理由なきを力說し絶對に下野せぬ旨を表明す。

十七日 上海臨時法院改造新協定は佛國を除き列國との間に調印せらる。

十七日 閻氏は天津警備司令傅作義氏を津浦線前敵總指揮に任じ直ちに德州に出動すべき旨電命す。

十七日 津浦線方面の緊張につれ蔣氏は第一、二、三の各師に徐州、碭山一帶に集中すべく又京漢線沿線の第七、第十四兩師に二十日迄に浦口集中を命じた之に對し閻氏は三個師を津浦線方面に進出せしめたが西北軍にも十六日附馮氏の名を以て動員令發せらる。

十八日 國民黨左派領袖王樂平氏上海に於て暗殺さる。

二十三日 蔣氏は何應欽氏を討逆總指揮に任命し且つ兩三中に全軍を集中即時反蔣軍を攻擊すべき命令を發す。

二十四日 豆粕の共通混保案に對し油坊聯合會は條件附にて承認の旨滿鐵に回答せり。

二十五日 湖北方面を擔任せる西北軍の先鋒隊は既に荊紫關より漢水に沿ひて南下、老河口を占領し、襄陽附近に於て湖北軍と激戰中。

二十八日 馮氏は太原の閻氏訪問、軍事會議を行ふ。尙鹿鐘麟氏等西北軍將領は閻氏を討蔣軍總司令に、馮玉祥、李宗仁、張學良三氏を副司令に推戴す。

二十八日 印度政府の銀塊輸入課稅發表により本日のニューヨーク銀塊相場は四十セント八分七、ロンドンまた現物十九ペンス八分一、先物十九ペンス十六分一といふ有史以來の新安値に暴落す。

二十八日 外蒙ハルハ、サンベーズ地方に於ては二月末を以て斷然個人經營の企業を禁止し、全部國營制度の下にソウエート主義の形式を採ることゝなれりと。

三月

一日 第三次全體會議開會、閻・馮等に對する武力討伐を已むを得ずとなす決意を表明す。

一日 張學良氏中央黨部、國民政府及び全國各黨部軍民機關に和平通電を發す

五日 閻氏は和平外遊の通電を發し、馮氏と相携へ外遊する旨を聲明す。

五日 哈爾濱に於ける大特產商シベリスキー商會倒產す。

六日 第三次全體會議閉會す。

七日 曩に閻錫山氏の反蔣通電發せらるゝや陳銘樞氏は即時中央擁護を聲明し自ら梧州に陳濟棠氏を訪問意見交換の結果、各將領の承認を經て愈々本日梧州から全國に對し中央擁護の通電を發することゝなつた。

十日 閻氏外遊に關し左の如き國民政府命令發表さる。

『閻錫山を特派し歐米各國實業視察の特使とす、閻錫山の辭職は之を許す』

十日 閻氏の代理趙戴文氏は蔣介石、胡漢民、譚延闓氏等との間に閻氏外遊後の山西省の政務及び第三集團軍の處置を左の如く決定せりと。

一、山西省政務は楊兆泰をして行はしむ。

二、察哈爾、綏遠は現狀を維持す。

三、第三集團軍は商震、徐永昌等をして責任を負はしむ。

四、西北軍は鹿鐘麟をして責任を負はせ現狀維持とす。

五、趙戴文は當分山西に留り中央に代り采配す。

十二日 重光・王兩氏間に日支關稅協定の假調印を了す。

十三日 大阪に於ける日滿貿易業者及滿洲關係者間に日滿經濟協會組織せらる

十四日 山西軍、西北軍、江西軍等支那全國に至る反蔣軍各將領五十七名連名にて、蔣氏の下野勵告をなし、聞かざれば一戰を辭せざる意味の通電發せらる

十八日 外交部特派交涉署は昨年末廢止

せられたるが、滿洲の特殊事情に鑑み奉天及び哈爾濱の二箇所は依然存在置することになつたので、此の程東北政務委員會と南京外交部との協議の結果遼寧省に於ける交渉事項は、奉天交渉署で、吉林黑龍江兩省の交渉事項は、哈爾濱交渉署で管掌することに決定す。

二十三日 國民黨各省黨部、各市黨部臨事辨事處は豫て閻錫山氏に對し、總司令就任方督促中なりしが、閻氏は本日之を承諾し、我等同志と共に國家の基礎を定めんとの電報を寄せた。

二十六日 北平唯一の邦人經營支那字新聞順天時報は國民黨市黨部の不法壓迫により二十七日限り廢刊に決す。

四月

一日 閻氏陸、海、空軍總司令就任の宣誓をなし、直ちに全國に蔣氏討伐の通電を發す。尙傅作義氏の率ゆる山西軍二箇師は三十一日夜德州の南平原より濟南へ、同時に開封に入つた西北軍も直ちに蘭封へ向け進擊を開始す。側面より山西軍の濟南攻擊を援助せんとするものゝ如し。馮玉祥、李宗仁兩氏も同じく潼關及び桂平にて夫々副司令に就任せる旨の通電を發す。

四日 閻・馮兩氏の正副總司令就任に依りて全線活氣付き、萬選才、孫殿英、劉春榮氏等の聯合軍は隴海線より徐州を目指して總攻擊を開始し、石友三軍亦濟南を目標に曹州より黃河に沿ふて下り、傅作義氏の山西軍は津浦線德州より禹城に達した。

六日 駐奉ロシヤ總領事にズナメンスキー氏任命せられたる旨遼寧省政府に通知あり。

十日 遼寧省政府は本日附にて國民政府の命令により大豆を除く雜穀の輸出を禁止すべき旨を各縣政府に通達す。

十一日 國民政府は奉天派の王家楨氏を外交部次長に、胡若愚氏を衞生部次長に任命することに決す。

十四日 國民政府外交部より英・米・佛諸・伯五國公使宛支那各地の交渉署の廢止に伴ひ、今後外人の訴訟案件は各省法院にて公平に處理すべしと通告し來る。

十五日 露支紛爭惹起の責任者と目されてゐた哈爾濱特別區教育廳長張國忱氏辭任す。

十七日 直隷派の齊燮元氏は閻氏との了解成り江北宣撫使に就任す。

十七日 最近左翼化する傾向に在つた東鐵支那從業員の職業同盟會（會員八千名）は東北政務委員會の嚴命に依り解散す。

十八日 威海衞還附協定正式調印せらる。

二十三日 江西省政府主席魯滌平氏國民政府宛突如辭職の電報を發す。

二十三日 東北當局は近來南京政府との交渉往來頻繁となりたるに鑑み、駐滬辨公處を設置することに決し處長に前交渉署第二科長高宏文氏を任命、國民政府に通達せり。

三十日 閻氏より天津海關に對し七分五厘の關稅中二分五厘の附加稅を自今差押へることを通達す。

五月

一日 露支正式會議支那全權莫德惠氏一行哈爾濱發モスクワに向ふ。

一日 哈爾濱反帝國主義同盟不逞團の露支・鮮人學生四、五十名メーデーに際し日本總領事館を襲擊、窓硝子等を破壞す。首謀者三十二名逮捕さる。

二日 久しく對峙中の政府、反政府兩軍は昨朝より戰鬪を開始した。卽ち隴海線に於ける反政府軍は孫殿英氏を先鋒として河南、江蘇の省境碭山より總攻擊を開始し中央軍の第一、第三師と激戰中である。

二日 閻・馮兩氏新鄕に於て會見す。

六日 日支關稅協定正式に調印せらる。

八日 蔣氏約三千の兵を從へ浦口發徐州に向ふ。

九日 南京政府國務會議に於て廣東の唐家環を中山港と命名し六十年間無稅港と爲す旨を決議す。

十日 蔣氏濟南着。

十三日 東北艦隊司令陳鴻烈氏は張學良氏に國民政府が本艦隊を天津港封鎖に當らしむと傳へらるゝも斯る命には服し得ぬと打電す。

十五日 國民政府外交部は本年中に各國租界回收の基礎を作るべく各國別に租界回收委員會を組織す。

▲日本租界回收委員會

委員長　王　家　楨

▲英佛伊租界回收委員會

委員長　徐　　謨

十六日 中佛越南條約正式調印を了す。

十六日 各海關は國民政府の命令により本日附金塊の輸出、外國銀貨の輸入を禁止する旨布告せり。

十九日 廣西に出征中なりし陳濟棠氏廣東に凱旋す。

十九日 閻氏太原より石家莊に出陣す。

二十一日 隴海沿線の南軍は歸德城內に籠城せる北軍を擊退すると共に第二次

の總攻撃に移り考城、蘭封杞縣一帶の北軍と主力戰を開始した。

二十一日 國民政府の對蒙政策の現はれと見らるべき蒙古會議本日より開催。

二十二日 ヂャライノール炭礦廢坑に決し、十五日勞働者の全部を解雇せる旨本日發表せらる。

二十三日 英國より厦門租界の返還の提議あり、近く外交部代表と同地英國領事との間に交渉開始の筈。

二十三日 閻氏は各方面の戰況不利のため北平附近にある總豫備隊を繰出すべく第四路總指揮張蔭梧軍を隴海線方面に急派すると共に第五路軍總指揮李服膺氏に津浦線方面に出動すべく電命す

二十三日 國民政府は價格表記の方法による日本其の他諸外國への現金の流出を嚴禁する旨發令す。

二十五日 去る二十一日來南軍の蘭封總攻撃開始せられたが、豫期の如く奏效せず、却つて西北軍大部隊の增派により一齊に反撃を受け遂に歸德方面に總退却す。

二十六日 昨夜來各方面ともに南北軍の間に猛烈なる戰を交へつゝあるが、津浦線方面に於ける山西軍は禹城を包圍し又山西軍の一部陳師長は德平方面より黃河を渡り青城を占領す。

二十六日 九千六百元から慘落步調を辿つてゐた奉天票は前場九千九百元後場一萬元に崩潰す。

二十六日 本日中華民國新礦業法發布さる。

二十七日 中央軍は一昨日より昨未明に亙り蘭封を總攻撃せるも、北方軍の決死的應戰によつて撃破され、蔣氏も流

彈のため負傷せりと。

二十七日 支那稅關より東鐵宛ボグラ經由の穀類輸出（米を除く）を許可する旨通告あり。

二十八日 青城より猛進中の李生達軍は本日拂曉韓復渠軍を撃退山東鐵道の中斷に成功し、周村を占領す。

二十八日 傅作義軍は禹城に在る韓復渠軍を包圍、同地を占領す。

二十八日 北方に於ける中央黨部の成立決定す。各派委員左の如し。

改組派十四名、西山派八名、閻馮側七名、其の他三名。

二十九日 廣西軍の湖南省通過北上意外に速にして、武漢が腹背に敵を受くる形勢となつた爲、蔣氏は昨日廣東應援の朱紹良、毛炳文等の軍隊四萬人に對し急遽海路北上を命ず。

三十日 間島頭道溝、二道溝、龍井村の各所にて不逞鮮人の暴徒蜂起し、各處の建物及び天圖鐵道の鐵橋等を破壞す

三十日 露亞銀行ハルビン支店の精算委員長范氏の奉天引揚げにより其業務一切は東北經濟政務委員會の手にて整理さるゝことに決定す。

三十一日 山西軍の追撃急にして南軍退却す。歸德も既に同軍に奪還せらる

三十一日 上海總稅務司の命により大連海關より左の如く告示あり。

一、輸出支那產貨物に對し輸出稅の半額を徵收す。

一、輸入支那產貨物に對し沿岸貿易の半額を徵收す。

一、戎克による輸出支那產貨物に對しては輸出稅の半額を徵收す。

一、實施期日七月一日。

附錄

六月

二日 隴海線歸德の戰にて重傷を負ひたる顧祝同氏今朝死亡す。

二日 山東方面にありては韓軍全部黃河以南に總退却す。隴海線方面にありては北軍寧陵を占領。平漢線にては南軍太康扶溝を棄て臨潁にて對峙しつゝあり。

二日 國民政府は海關稅徵收に當り金銀の比價を總稅務司に隨時變更決定せしめて居たが、財政部より總稅務司に對し爾後に於ける比價を全部アメリカ弗の金比價を標準とすべしとの命令を發せり。

四日 廣西軍は湘潭、湘鄉、寧鄉等の地方を占領し、本日其の先鋒隊長沙の西南門に達したと。

何健、夏斗寅氏等今朝長沙を放棄し岳州方面に逃る。

五日 中央軍は武漢を固守すべく武漢公營の軍事會議に於て左の如く決定す。

一、岳州以南の全線放棄。

二、汀泗橋を第一防禦線、賀勝橋を第二、紙坊を第三防禦線とす。

三、平漢線要點の要塞兵約五百名及び黃水花園に在る第五十三師の一部隊を右線に移駐せしむ。右決定に基き各部隊は今朝來既に續々移動しつゝあり。

五日 廣西軍第十九師約一萬長沙に入城し、治安維持の布告を發し市中靜穩となる。尙李宗仁氏も先頭部隊一千を率ひ本日長沙に入城せり。

六日 日・英・米・佛關係公使は濟南領事團の要求により緊急協議の結果、山西側に濟南城攻撃停止を要求し韓復渠

氏に濟南圓滿退出を勸告するに決した

八日 平漢線の政府軍は臨潁を放棄し郾城に退却し總司令部を郾城より碭山に移す。

八日 黃河南岸より東進中の石友三軍は七日長清を占領し山西軍と呼應して濟南郊外に迫つた爲韓復渠氏は石友三軍に濟南城の圓滿明渡を申出でたと。

九日 長沙に入つた張發奎軍の一部は南昌に向ひ一部は武漢に向はんとしつゝある。白崇禧氏は七日長沙に入り又李宗仁氏は周瀾氏を湖南省主席に任命す

九日 雲南省主席龍雲氏本日附其獨立を宣言す。

十日 支那官憲はメーデーに我が哈爾濱總領事館を蹂躙せる不逞鮮人三十二名の犯人引渡の我要求に應ぜず二十四名を本日密かに釋放し殘り八名も吉林へ送る模樣につき我が總領事館より嚴重抗議す。

十日 張、桂聯軍の一團今朝岳州に入城す。

十一日 馮玉祥氏は隴海線中央軍の退却開始を察知し十日全線に總追擊を命じたるため政府軍は本日總崩れとなり同夜歸德停車場占領さる。

十一日 中支唯一の邦人經營漢字新聞江南晩報は反蔣態度熾烈なりとの下に國民政府の忌避するところとなり無期休刊す。

十二日 日本公使館は本日閻錫山氏に對し濟南商埠地を戰爭區域外に置くことを濟南引繼には一時南軍の留守隊を留めて完全に治安を維持し山西軍は平穩裡に入城することの二箇條の要求を提出して其の回答を求めた。

十二日 蔣氏今朝漢口より南京に歸着す

十三日 後方擾亂のため廣西軍と聯絡ある共產軍大冶を占領す。

十四日 馮氏石家莊に來り閻氏と緊急軍事會議を開く。

十四日 國民政府行政會議は財政委員會より提出の左記の案を通過す。

一、鹽金及び之に類似する一切の內地特別稅は本年十月一日張り全國一律に廢止す。

二、全國海關に命じて十月一日より鹽金廢止に伴ふ過渡辨法として輸出入品に對し特別附加稅を附す。

三、鹽金廢止實行と共に中華民國各海關輸出入新稅則を公布す。

十四日 東鐵阿什河の電燈廠本日支那官憲により閉鎖さる。

十六日 西北軍鄭大章の騎兵隊は十三日確實に馬牧集を占領し政府軍は碭山に退却す。

十六日 山西派は天津海關回收の第一步として新稅關長に北京リーダー紙社長シンプソン氏を任命す依つて同氏は兵士十名を率ひ突如海關に赴き稅關長ベル氏に引繼を强制す。

十七日 何健軍遂に長沙を奪還す。

十七日 湖北の賀勝橋に張發奎軍到着し武漢の形勢危機に瀕す政府軍は許昌方面の防禦を撤廢して信陽方面に退却しつゝあり。

十七日 東北政務委員會は反蔣戰に中立を嚴守し銀安影響の金融界動搖時代に於ける食糧品の投機を防止するため穀類の關內輸出を嚴禁する旨通令せり。

十八日 平漢線の南軍駐馬店迄總退却す

十九日 張、桂軍と何健氏との間に妥協成立し何健氏本日長沙に入城張、桂軍は武漢攻略を西北軍に委ねて九江に出るに決す。尙濟南の妥協交涉は決裂す

十九日 天津稅關は南京政府の命令全員總罷業を開始す。外交團は通商事務停止として重大視し目下對策協議中。

十九日 香港總督は最近の銀價暴落に顧み輸出入貿易監督官の特許なき限り一度に五十弗以上のメキシコ銀弗貨の輸入を禁止する旨を布告す。

二十日 本日の黨務會議に於て奉天派の胡若愚氏を靑島特別市長に任命することを決定す。

二十一日 南京政府は張學良氏を陸海空軍副司令に任命し直ちに之を發表す。

二十一日 支那の輸出附加稅は來る七月一日より徵收されることになつて居るが本日上海總稅務司より大連海關に對し撫順炭並に煙臺炭に對しては同附加稅を徵收せざる旨の訓令あり。

二十一日 最近東北交通委員會は吉海、吉敦、吉長等各鐵路局に對し銅元の省外移出取締方の訓令を發した。

二十二日 隴海線の南軍は二十一日歸德を總攻擊せるが、激戰一晝夜に及ぶも勝敗決せず一方平漢線方面に於ける南軍の反擊も孫殿英軍に擊退さる。

二十四日 去る二十一日國民政府が張學良氏を陸海軍副司令に任命せるも同氏は就任拒絕を國民政府に電告せり。

二十五日 韓復渠氏は本日午前二時半濟南を引揚げ代つて山西軍入城す。

二十六日 上海市長張群氏蔣氏の密命を帶び奉天に向ふ。

二十六日 上海特別市は七月一日より單に上海市と改稱する旨公布せらる。其

の他市政を施行する都市は同時に皆何市と稱せられる事となつた。

二十八日 南京總司令部歸德より徐州に移さる。

七月

一日 西山派は閻錫山の臨時政府組織に贊成する事を決議し其の旨直ちに閻氏宛打電す。

二日 葫蘆島築港起工式本日擧行さる。

六日 約四百名の共產軍沙市對岸を占領す。我領事及び居留民は軍艦二隻に避難せり。

七日 湖南に侵入せる張發奎軍、廣西軍は政府軍と廣東軍との挾擊に遭ひ張軍は江西省南方に廣西軍は廣西に退却中

八日 日・英・米・獨領事團は南北兩軍首腦部に對し膠濟線交通確保要求の電報を發した。

八日 國民政府交通部と米國カーチス飛行機會社との間に交渉中なりし米支合辨會社の新協定正式調印さる。

十日 津浦線上の南軍本日總攻擊に移り兗州を包圍中の山西軍を擊破す。

十三日 改組、西山、各派委員は本日懷仁堂に於て擴大會議の成立式を擧ぐ汪馮・閻氏等三十一名の署名あり。

十六日 東鐵土地局廢止に決定す。

十七日 國民政府より我國に對し上海長崎間、青島佐世保間、滿鐵沿線各電信の回收の提議をなし來る。

十九日 國民政府教育部は我對支文化事業を文化侵略なりとして妨害的態度を執つてゐるが、最近留日學生及び日本見學の支那學生に對し今後對支文化事業部の補助を受けざるやう命令を發す

二十日 山西傅作義軍泰安迄退却す。

二十一日 十八日以來隴海線の北軍攻勢に轉じ柳河を占領。柘城、亳州方面より南軍を壓迫す蔣氏は津浦線北上中の軍隊に急遽歸德方面へ引返しを命ず。

二十三日 改組派首領汪兆銘氏天津に到着す。

二十七日 共產軍の先頭部隊一千餘名長沙に再び入城し、勞農政府組織要綱を發布す。

二十七日 北方政府の中央金融機關たる國華銀行は八月一日より營業開始に決定す。兌換券五千萬元を發行する豫定にして既に第一回分一千萬元を發行す

二十八日 數日來共產軍に包圍された江西省首都南昌遂に陷落す。

二十八日 韓復渠氏本日下野の通電を發す。

二十八日 本日の擴大會議に於て汪精衞氏議長となり氏の作成せし政府原則七項目を可決し之を各方面に宣布する事に決定。

二十八日 王氏より重光代理公使に

一、上海、長崎間電信權

一、青島、佐世保間同上

一、滿鐵沿線同上

に就き現行協定を破棄して新協定の締結を提議せるが重光氏は交渉延期を要求す。

三十日 平漢線に有力なる共產軍現はれ漢口襲擊を目標として進みつゝあり二十九日共產第一軍は平漢線花園を占領尙今朝孝感を襲擊す。

三十日 九江を占領せる共匪は勢に乘じ日本領事館を始め各國領事館を燒拂ひつゝあり。

三十日 南軍應援隊十一隻の汽船に分乘本日青島に向ふ。

三十一日 上海郵政局從業員八百餘名は共產黨の指令を受け過般來天津北平の從業員と連絡してゐたが、今朝月給手當の增加其の他十數箇條の要求を提出し二十四時間內に滿足な回答なき場合總罷業を決行する旨通告す。

八月

一日 南軍第五十三師六千人本日青島に上陸す韓復渠氏は右應援軍を得て遽に下野通電を取消し山西軍と一戰を交へるに決した。

一日 新に北方側の中央銀行として創立された中華國華銀行の開行式擧行せらる。

四日 共產軍は昨夜大冶縣城を襲擊守備隊兵を虐殺し、今朝大冶鑛山停車場を占領す。

又長江上流方面を橫行せる賀龍の共產第二軍は沙市の東二十哩の龍灣司潛江方面に襲來し龍灣司に司令部を設けた

五日 何健軍は昨夜より第二回總攻擊を開始し今朝完全に長沙奪回に成功す。

六日 朱德及び毛澤東の共產軍は魯滌平軍に南昌を距る西方五十支里の地點で擊破さる。

七日 津浦線の山西軍は界首に退却せるが、更に夜來萬德に退却を開始し、濟南にある彈藥糧食を黃河以北に輸送中又膠濟沿線の軍隊は後退して張店、明水間に集結す。

七日 正式擴大會議は全委員出席の下に汪精衞氏の起草になる北方政府の立場及び根本主張を闡明せる正式宣言を發表す。

七日 五品の五百萬圓減資の件關東廳よ

り認可さる。

八日　安徽より湖北に入つた共產軍九江對岸淸江を占領し掠奪を逞うす。

十一日　胡若愚氏は張學良氏と協議の結果愈々靑島市長に就任するに決す。

十二日　膠濟線の中央軍は坊子の奪回に次いで本日完全に濰縣を占領し山西軍を靑州に後退せしむ。

十二日　浦鹽の鮮銀支店は二重帳簿を作りチョルオネツの暗相場を行へる嫌疑にてロシア官憲より帳簿檢査を受く。

十四日　南軍肉迫急なる爲濟南の危機迫り山東省政府首腦部要人等天津方面に引揚ぐ。

十五日　南軍先鋒部隊濟南に入城す。

十七日　膠濟線の山西軍靑城方面に總退却し韓復渠軍進擊す。津浦線の南軍も亦蔣光鼐軍竝に他の二箇師を以て黃河鐵橋附近に進擊中にして平蔭方面に退却せる山西軍は夏斗寅氏の第三師の爲包圍狀態にあり傅作義・李生達兩氏禹城に司令部を設く。

十七日　傅家甸居住邦人に對し突然支那官憲は開放地にあらずとの理由を以て立退方を强要す。目下領事館より嚴重抗議中。

二十日　北寧鐵路當局より歐洲復航運賃同盟に對し秦皇島歐洲間の滿洲特產物運賃を大連と同率に引下ぐべきやう提議す。

二十一日　濟南附近に在る中央軍十、十三、六十、六十一、二十五の五師團の黃河以北の北上を中止し十、十三の兩師は近く南下徐州に向ふことゝなつたが這は奉天派に氣兼ねせる結果であると。

二十二日　陳公博・覃振兩氏は擴大會議正式代表として北戴河に張氏を訪問すべく北平を出發す。

二十三日　遼寧省教育廳長より南滿各縣政府竝びに教育局に對し今後支那子弟を絕對に外人學校に入學せしむべからずとの訓令發せらる。

二十七日　共產第四軍朱德の部隊、長沙の東方七十支里の永安市に迫り何健氏は擲李市で防禦中であるが市中は避難者にて大混亂を呈す。

二十八日　平漢線花園に約三千の共產軍襲來し同地を占領す。

二十九日　關內侵入と決せる奉軍の先發隊湯玉麟氏部下の二箇中隊は本日通州に入城し市內の警備に就く。

三十日　韓復渠氏山東省政府に任命さる。

三十日　久しく北戴河滯在中なりし張學良氏歸奉す。尙張群、方本仁、吳鐵城氏等の南京代表も同行せり。

九月

一日　擴大會議は本日附左の通電を發す第五次會議に於て國民政府組織大綱十六條を議決公布し閻錫山、馮玉祥、張學良、李宗仁、謝持等を國民政府委員とし閻錫山を主席に推戴せり。

二日　西北軍は退却を準備しその後方機關は旣に一日より洛陽に移轉す。

二日　郵便貯金利子値下は十月一日より左記の通り變更實施さるゝ旨關東廳に通牒あり。

普通貯金（現行五分四毛を四分四毛に）
據置貯金（現行五分二厘八毛を四分六厘八毛に）

四日　南京政府は本日左の任命をなす。蒙藏委員長馬福祥、山東省政府主席韓復渠、同民政廳長李樹春、同教育廳長何恩、安徽省主席陳調元、同民政廳長李熙、同財政廳長袁家普、同建設廳長陳嘗靑、同教育廳長程文放。

五日　露支船舶の國境地帶河川航行權に關する露支協定は張黑河道尹及び同地ロシア領事コルネエフ氏間に調印さるそれによればアムール、ウスリー、アルグン等の河川航行賃の內支那側の負擔は年額三萬八千元である。尙右協定は千九百三十二年一月一日滿期となつてゐる。

五日　長沙方面の共匪軍遨擊中の正規軍三個大隊は大提鋪方面より、三十一師の四個大隊は張子石南方よりそれ〴〵連絡挾擊し共匪二千を捕虜とす。沙市全く平穩となる。

五日　江北招撫使に任ぜられた齊燮元氏は平漢線方面で活動中なりしも軍費難の爲遂に部隊を解散す。

五日　ソウエート政府より歐亞連絡の各關係鐵道に對し九月十五日より自國鐵道運賃を二割五分引上ぐべきことを通告し來る。

九日　本日北京懷仁堂に於て閻錫山氏の政府主席及び汪精衞、謝持兩氏の政府委員就任式行はる。

九日　遼寧省政府は本年水災區域二十餘縣に及び必然穀類の不足を來す虞ありとの理由を以て本日附全省各縣政府に糧食の輸出禁止を嚴重勵行すべき旨の通令をなす。

十日　四川省各軍將領成都に於て協議の結果愈々反蔣聯盟を組織し劉文輝、鄧錫侯、田頌堯、楊森、劉湘等本日附四川省獨立聲明を發す。

十二日 東鐵督辦は最高管理者として管理局に對し督辦の署名せる一切の公文書と起案は理事會の決裁無くとも實施する權限を有するものなる旨通告せるが之に對し管理局より理事會に照會せるに一九二五年二月三日の理事會の命令及び奉露協定により露支理事の共同署名を必要とするの回答あり。

十二日 國民政府は孫文の記念として設けたる廣東省中山港を六十年間無稅港となし輸出入稅を免除するは勿論釐金稅を開港に先だち撤廢する旨中山縣長宛命令す。

十五日 石家莊にある閻氏は本日附を以て北京の擴大會議宛下野の意を表明せる重要通電を寄せたりと。

十五日 平漢線方面の政府軍總攻擊を開始す。卽ち十四日來扶溝に迫りたる右翼の徐源泉氏の部隊は今朝之を占領し又夏斗寅、陳誠氏軍も許昌の東三里橋を占領し大部隊を以て洧川を包圍中。

十六日 東北政務委員會はロシアに對する穀物輸出嚴禁の防穀令を發す。

十七日 厦門の英國租界還附協定はラ英公使と王氏との間に調印を了す。

十七日 日支電信會議本日より南京に於て開催せらる。

十八日 張學良氏は突如和平通電を發し關內出兵に決せる爲、閻氏は大勢非なるを見て石家莊より下野の通電をなす

十八日 汪精衞氏は張氏の和平通電に對し全國軍政機關各團體に就て張氏の和平愛國の通電は欣佩に堪へずとて左の復電を發す。

一、最短期間に國民會議を開き個人の軍事獨裁を廢すべきこと。

二、完全なる選擧による全國代表大會の開催。

三、國民會議の開催まで個人の專政を廢するまで約法を制定すべきこと。

四、湖南、湖北、江西の防備を嚴にし共匪を討伐すべきこと。

十九日 灤州駐屯中なりし山西軍は昨夜來俄に後退を開始し之に代つて奉天軍先鋒部隊第六旅の一部隊今曉同地に到着す。

十九日 北平の山西省銀行及び北方政府の中央銀行たるべかりし國華銀行共に閉鎖さる。

十九日 國民政府外交部が去る四日日本政府に對し滿鐵沿線の日本郵便局撤退につき速かに交渉を開始せられたき旨の照會狀を發せる由を發表す。

二十日 今曉擴大會議委員は全部太原に

起き山西軍も本日より移駐を開始す。

二十二日 張氏は次の如き時局調停意見を蔣氏に寄せて來たと。

1、馮・閻が自發的に下野する迄相當の時機を與へること。

2、馮・閻の生命財產を保證すること

3、中央軍は黃河以北に進出せざること。

4、山東及河南省を南北の緩衝地帶とすること。

二十二日 南京政府首席代理、行政院長譚延闓氏昨夜腦溢血を起し今朝逝去す享年五十五才。國民民府は國葬となし立法院長胡漢民氏を後任たらしむるに決す。

二十三日 今朝奉天軍五千北平城內外に到着し北平警備司令楚溪春氏との間に引繼圓滿に解決す。

二十五日 閻・馮・李三氏を除く反蔣軍將領六十九名は張氏に宛て停戰和平は熱望する處なるも其の禍根を極めざれば亦混亂に陷るべく公正妥當なる解決策の提示を乞ふとの暗に蔣氏の下野を要求せる通電を發した。

二十七日 國民政府は河北省政府主席王樹常、平津衞戍司令于學忠の任命を發表す。

三十日 ハルビン支那銀行團三十日より一齊に貸出を停止す大洋維持を表面の理由とすれど行政長官公署の强制南向替爲相場案を撤回せしむるにあり中秋決濟を前にせる爲支那商の動搖甚し。

十月

一日 外交部は『馮が下野通電を發したるを以て馬福祥、張之江の兩名をして西北軍の改編その他引繼を爲さしむるに決した』との通告を各國に發した。

一日 威海衞還附條約批准書交換は今朝王外交部長英國南京總領事間に行はれたが、同地は東北艦隊の根據地たるべく內定せりと。批准交換前ランプソン英公使が再三張學良氏と會見せることより見て奉軍の關內出兵、威海衞還附、英國對支政策の三者間に何等かの關聯あるにあらずやと思惟さる。

四日 中央政治會議經濟委員會審査の結果釐金撤廢は期日通りの實行不可能なる爲從つて之と連帶的關係ある新關稅率表の公布も延期することに決した。

五日 閻・馮・汪三氏は石家莊會議の結果本日附張學良氏及全國に宛て速かに和平善後會議を召集せんことを提言し和平實現の曉は予等三名同時に下野すべしとの正式通電を發した。

六日 本夕政府軍洛陽を占領尙將、鹿兩氏より京漢隴海の各軍に對し停戰命令發せらる。

七日 昨夜龍井市内に於て鮮人が多數支那人より暴行を受けたるにより我警官十名が現狀に赴きたるに支那兵約二十名より射擊を受け卽死二名、重傷者一名を出せる椿事あり。尙支那側は軍警の總動員を行ひ引續き挑戰的態度を示しつゝあるを以て不穩の氣漲りつゝある。

八日 九月二十二日王・ラ兩氏間に締結せられたる團匪賠償金還附に關する英支協定本日發表せらる。

九日 張學良氏の陸海空軍副司令就任式本日擧行さる。

十日 北京吉林直通列車今朝八時より運轉開始、爾後一日一回發着の筈。

十一日 露支正式會議はモスクワに於て支那側代表莫德惠、露國側代表カラハン氏により開會討議さる。

十一日 日銀の利下に伴ひ朝鮮銀行も各一厘方利下する事に決定、本日より實施す。

一、商業手形割引歩合日歩一錢七厘

二、國債を擔保とする貸付利子及び同手形割引歩合日歩一錢八厘

三、國債以外のものを擔保とする貸付及び手形割引歩合を日歩一錢九厘

四、當座貸越し及びコレスポンデンス貸付利率二錢一厘

十三日 テキサス州エルパソに開催された米國鑛山業會議に於てスポケーンノ採掘熔鑛會社長クランキン、スミス氏ば銀相場維持及支那平和促進のため銀約五億オンスを貸附くべしと强調す。

十五日 獨支航空條約は國務會議の批准を得、近く兩國委員會議を開き右實施につき細目協定をなす筈。

十五日 第九回日滿聯絡會議大連に於て開會。

十六日 最近駐滬遼寧省稅務局は在上海リケット、マイヤース會社、英米煙草公司その他煙草製造會社に對し、

一、上海發送大連港向輸出煙草に關し大連陸揚後三十日以内に大連荷受販賣人が日本大連民政署に手續を爲す所の『輸入申告書』『引受申告書』『納稅領收證』提出を命じ、

二、指定期間内に右書類提出なきものは免稅を認めず且つ其後の輸出承認を與へぬ事を嚴達せり、

之に對し邦商は直ちに善後策を講じ之が不當を難じて其の辨法を關東廳に嘆願す。

十八日 本日の第十一回露支會議に於て露國は飽く迄先決條件とするハバロフスク議定書の效力を主張し遂に本會議を無期延期することゝなつた。

十九日 苛斂誅求に苦しめる北京市民は蔣氏との公約なりとて戰時中に賦課せる一切の附加稅撤廢を叫び、總商會又崇文門關稅の雜稅廢止を決議し、代表五名に請願書を携帶せしめ本日北京發張學良氏に委細を陳述することゝなつた。

二十日 日支當局は共產黨の暴動計畫を探知し極力警戒中本日龍井市内日支電線竝に各地の電線切斷され、曩の共產黨事件に燒失再建築せる頭道溝鶴洞の鮮人學校（總督府經營）放火の爲全燒す。

二十四日 國務會議は楊虎城氏の陝西省政府主席任命の件を可決す。

二十七日 西北軍の劉郁芬軍は二十五日夜陝西の首都西安を撤退し代つて中央第十七師長楊虎城軍入城す。

二十八日 國民政府は本日附命令を以て汽船會社招商局を國營とする旨を公布す。

三十日 支那内外債整理に關する債權國會議は十一月十五日南京に開催の事に決定し本日關係各國に對し代表派遣方の通牒あり。

三十一日 四洮鐵路局長周培炳氏辭職し瀋海鐵路局車務處長郭續潤氏後任となる。

十一月

四日 南京政府インターナショナル、マッチ、コーポレーション間にマッチ專賣權を交換條件として巨額の借款を起すべく交渉中なりとの報あり。依て東北省火柴同業聯合會より工商、財政兩部長に對し詰問的反對電報を發す。

五日 還附後の威海衞は從前通りの開港場として開放船舶の出入を許すことゝなり最近芝罘海關の分關設置せらる。

五日 崇文門稅關は南京行政會議に於て撤廢することに決せらる。

五日 米價對策の一端として行はるべき我政府所有米支那輸出に對し上海市政府がその賣買禁止の態度に出で且つ南京政府も輸入禁止的重稅賦課を目論見つゝあるを以て重光代理公使より禁止又は重稅賦課等日支通商の圓滿を害する如きことは絕對に避けられ度いと抗議的警告を上海市政府に提出す。

六日 湖南より江西に侵入しつゝある朱

德、毛澤東の共產軍主力が南昌に迫りつゝあるを以て、武漢行營主任何成濬氏は既に十箇師の增援隊を派遣すると共に朱毛軍に對する總攻擊令を發した

七日　蔣氏と會見のため張學良氏は張繼吳鐵城、劉光氏等の中央政府代表及び何豐林氏以下百餘名の幕僚を率ひ瀋陽驛を發す。

七日　東北軍の察哈爾接收完了し張氏より南京政府宛第四旅長劉一飛の察哈爾省政府主席任命方を電請す。

八日　南京政府が越權行爲の廉を以てハバロフスク協定調印の責任者蔡運升、朱紹陽兩氏に出せる處罰令今回取消さる。

八日　南京政府工商部は外貨排斥のためマッチ專賣制度を布くに決し既に行政會議を通過せるが民國二十年一月より實施の豫定なりと。

九日　南京に於ける全國工商會議本日閉會す。

十日　今春以來休業中の奉天城內交易所本日より取引を再開。

十一日　張氏南京着、蔣氏を訪問會見す。

十一日　遼寧省政府は本日附省內各縣に露國向け穀類の輸出嚴禁を命令す違反者に對し現品を沒收する外嚴罰に處すと。

十二日　第四次全體會議の開會式南京中央黨部に於て擧行さる。

十四日　全體會議は過般北方擴大會議に參加せる汪精衞、閻錫山、馮玉祥、李宗仁、黃紹雄、鹿鍾麟、薛篤弼、王法勤、陳公博、朱霽青、柏文蔚、陳樹人張知本等を永久に國民黨より徐名するの決議を通過せり。

十五日　平漢線廣水附近に今曉三萬餘の共產軍現はれ別働隊は漢口を去る四十支里の黃坡縣を襲ひ、同地に駐屯中の第十三師の一箇團を包圍す之が討伐の爲第四十八師の二箇團北上せり。

十五日　內外債整理會議の初顏合せは本日王外交部長邸に於て行はれ王寵惠氏以下財政整理委員アメリカ公使以下數ケ國代表全部出席す。

十八日　全體會議は左の重要人事を議決發表して閉會す。

一、國民政府主席蔣介石氏行政院長を兼任す。

一、監察院長に于右仁氏を任命す。

二十日　支那第二警察署長より國民政府の命と稱し、一面坡、ヤウメン、チチハルの東支電燈所を閉鎖し東支事業部員社宅、倶樂部、學校に電力供給を禁止する旨管理局宛通知ありたるを以てルドウイ局長は奉露協定を破壞するものなりとて之を拒絕した。

二十一日　長沙下流湘陰蘆林潭兩地は今朝共產軍に占領され掠奪放火殺傷の被害あり附近の船舶は通航危險の爲全部岳州下流に避難せり。

二十三日　遼寧省農礦廳は國民政府の訓令に依り商民本年末の決濟を新曆の十二月末に改むる樣嚴達方を各縣政府に命令す。

二十四日　王正廷氏より本日附公文を以て漢口日本及佛國租界回收に關する交涉を開始し度き旨の提議あり。

二十四日　國民政府改正組織法全文七章四十八箇條國民政府より公布卽日施行さる。

二十四日　南京奉天間直通列車の運轉本日より開始さる。

二十六日　張氏の南京訪問に依り海軍統一の協議成り東北海軍も表面上海軍部の支配を受くる事となつたため青島方面の東北海軍陸戰隊を中華民國海防陸戰隊と改稱することゝなつた。

二十七日　國民政府は本年末限り釐金稅の撤廢を斷行し之に代るべき財源として統稅、出廠稅(以上國稅)營業稅（地方稅）の三稅を明年一月一日より賦課するに決定す。

二十七日　東北無線電臺總局は對露國防の必要上黑龍江省の黑河、漠河、室韋奇乾、蘿北の五地に無線臺を建設することに決定す。

二十七日　滿鐵に挑戰すべく吉海、奉海兩鐵道は運賃一割五分値下を卽日實施する旨發表す。

二十八日　國民政府會議に於て內外債整理委員會委員を左の如く任命さる。
委員長王寵惠、委員張學良、王正廷、孫科、孔祥熙、宋子文、王伯群

二十八日　大北、大東及び太平洋の三電信會社に對する、債務償還の爲め國民政府財政部と上海支那銀行との間に電信公債發行に關する交涉成り、額面一千萬元手取り八百萬元の融通を受くる事に決した。內五百萬元は三會社の支拂ひ殘り三百萬元を以て眞茹に新設の大無電臺の費用に充つると。

二十九日　獨支郵便飛行（ドイツ、ルフトハンザ會社、支那側南京政府交通部）計畫は最近ロシヤとの諒解成立し明年一月末より南京ベルリン間の郵便飛行を實施することに決定。航空路は左の如し。

南京、上海、濟南、天津（又は北平）張家口、滿洲里、モスクワ、ベルリン

十二月

一日 南京總司令部衞戍監獄に監禁中の方振武氏釋放さる。

二日 政府會議は浙江省主席張靜江氏の辭職を許可し同時に張難先氏を後任とす。

二日 遼寧省財政廳は滿鐵附屬地より搬出する商品の價格表記が低廉に失するとの理由を以て銷場稅を表記價格の一割增に計算して課稅すべき旨を各稅局に通令せりと。

二日 滿鐵撫順炭の內地送炭制限に關し滿鐵側と內地當業者側との間に左の如く交涉成立す。

一、本年十一、十二兩月間の內地送炭制限は內地炭礦の制限率同樣現行月割數量の二割二分となすこと。

二、昭和六年度の撫順炭內地送炭額は昭和五年度豫定二百十萬噸の約二割を減じ百七十萬噸となすこと。

三日 閻錫山氏大同より來津せりと。

四日 露支交涉再開。先づ交涉內容を分轄研究することゝなり一、鐵道二、通商三、外交の三委員會組織され專門的討議を開始す。

四日 久しく南京に滯在せる張學良氏本日浦口發歸途に就く。

五日 上海近郊眞茹無電局六日より事務を開始することゝなり、日本政府との間に結ばれた無線電信建設契約に基き重光代理公使をして南京政府に抗議をなさしむ。

八日 河北省政府主席王樹常、北寧鐵路局長高紀毅の兩氏會談の結果曩に張氏が南京にて取決めたる東北關係國有鐵道收入の中央政府移管は實行不可能につき之を拒否する事に決し本日張氏をして此の旨婉曲に南京政府に通達せしむ。

十一日 商震、徐永昌兩氏は山西の善後措置に關する具體的指示を受くるため今朝天津着直ちに張氏と會見す。

十二日 支那側金融業者及び個人間貸借の利率極めて高きを以て東北政務委員會は今回最高月利二分五厘に公定し各省政府に對し此の旨訓令す。

十二日 近年上海方面に於ける滿洲特產物の取引に對し邦商を主とする外商の進出著しきものあり、之がため同地に於ける雜糧油、豆油等の華商同業者は多大の脅威を受けつゝあるを以て、同地華商雜糧油、豆油公會が協議の結果外商の取扱に係るものを一切取引せざることを決議し、此の旨社會局へ提案す。

十三日 遼寧省農鑛廳は國民政府行政院の命令に從ひ明年一月一日より商標法を施行するに決し本日關係方面に通告を發す。

十六日 莫・カ兩氏の折衝不調。本日露支交涉中絕す。但し兩氏は書翰を交換し兩代表は若し莫德惠代表が將來再びモスクワへ來ることあらば交涉を再開すべき希望を有するものである旨を明にせり。

十六日 國民政府財政部より釐金及び其の性質を有する一切の內國稅を本年末限り一律に廢止し一月一日以降之が徵稅機關を存續し得ずとの命令あり。

十六日 國民黨元老許崇智氏逮捕令取消さる。

十六日 本日のロンドン銀塊相場は現物先物共四分の三ペンス方急落、遂に十四ペンス半の安値に落つ、尙ニューヨークの相場も三十一セント八分の五に暴落せり。

十七日 蔣介石氏を中心として廬山に開會中の掃匪軍事會議の重要議題たる軍費問題は圓滿に進捗し、鹽稅を擔保として漢口銀行團より三百萬元借款の交涉成立す。

十七日 大東、大北、太平洋電信會社との電信交涉決裂に焦慮せる交通部電信交涉委員會は本日附を以て三社に左の如き最後通牒を送り威嚇牽制を行つた『電信條約は本年末限り滿期となるのであるが、貴會社側が若し我が主張に同意するならば再び南京に代表を派し新條約締結方を協議されたし、然らざれば條約滿期と共に只條約の執行を宣布するあるのみにて同時に一切の權利を强制的に修正するの決意を有す』

十七日 現在奉天に於て發行せらるゝ各銀行紙幣を忌避する者は、金融擾亂罪を以て處罰すべき旨本日附臧省政府主席より各縣政府宛通達せり。

十八日 王外交部長は本日附英・米・佛和・諾・伯六國に對し明年二月末日迄に治外法權撤廢を實施したき旨を通告す。

十八日 本日の政府會議は吉林省政府主席張作相氏及び張學良氏祕書王樹翰氏を國民政府委員兼政府會議委員に任命する件を可決直に發表す。

十八日 國民政府工商部は燐寸專賣制實施案を討議すべく全國燐寸製造者會議を本月二十一日より南京に於て開催す

ることに決す東北燐寸聯合會より韓東屏氏を派遣。

十八日　在浦鹽緒方總領事代理より本日外務省へ鮮銀浦鹽支店閉鎖命令に關する公電あり、右に依れば十七日ハバロフスク極東政廳檢査主任突然同支店に來つて閉鎖を命じ、且つ一切の有價物件書類帳簿の封印を爲し、金錢出納竝に往復文書は極東財政廳監督委員會の許可を要すること及び銀行は目下清算中なる旨貼紙すべしと命令せりと。

十九日　鮮銀浦鹽支店閉鎖の件に關し勞農政府に對し即時閉鎖命令の取消し及問題を正規の外交々渉に移す樣抗議すべしとの訓電廣田駐露大使に發せらる

二十日　遼寧省政府は現在の金融逼迫に鑑み昨年公布せる金融管理章程及現金出境禁止章程を改正し、新に遼寧省金融管理暫行章程十一箇條を制定。東北政務委員會の認可を經て公布施行することとなつた。

二十二日　閻錫山氏一行今曉武昌丸にて天津發大連に亡命す。

二十三日　浦鹽鮮銀は整理委員會を組織し清算事務を開始す。

二十四日　國民政府會議は全國編遣及び北方軍事整理の爲新善後公債六千萬元の發行を決議す。

二十五日　張氏及び山西、西北將領が二十四日夜徹宵協議の結果山西軍を四軍（一軍二箇師）西北軍を一軍（一軍三箇師）に大縮少するに決す。

二十六日　商工總會其の他の懇請により農商業者救濟の爲遼寧省政府は左記の如く二千萬元を貸付くることに決定し近く實施の由。

一、政府は現大洋二千萬元を支出して全省農商業救濟の爲に貸付く。

一、貸付は各市、縣の狀況に照し分配す。

一、各市縣は農商借款事務所を設置して官銀號よりの貸附を受く。

一、貸附を受くる者は相當の擔保物と確實なる保證人を要す。

一、官銀號貸出利息は月利一分五厘とし、借款事務所の經費は各當該地の利息收入の百分の四を以て之に充つ

二十七日　浦鹽鮮銀支店問題に關しソウエート財政人民委員會より鮮銀支店は國法の禁ずるルーブルの暗相場取引を敢てし過去四箇年未滿の間に三百萬弗以上の利益を獲得し而も帳簿面を僞り居りたるを以て其閉鎖を命ずると共に罰金を課することゝしたとの聲明書發せらる。

二十八日　露支會議停頓の爲一先づ歸途に就ける莫全權滿洲里着、齊々哈爾、哈爾濱に立寄り五日頃奉天着の豫定。

三十一日　日支電信會議は佐世保青島間長崎上海間二線の細目に關する意見の一致を見新契約の假調印を了した。有效期間は前者五年後者十四年とす。

三十一日　各方面より注目されつゝあつた新國定稅率は一月一日より實施するに決定。本日上海海關に於て之が正式告示を發表すると同時に各省に對し釐金撤廢令發せらる。

滿蒙事情

自昭和五年一月
至同年十二月

總目次

◇時事

巻號…通號頁

【政治】

治外法權撤廢命令の發布と關係列國の態度……一〇〇……一〇
混亂の支那—蔣氏の凋落と閻氏の中央乗出し……一〇〇……三三
哈府の露支豫備交渉は成立したるも露都の正式會議は延期となる……一〇〇……四一
治廢問題の其後と日支交渉の前途……一〇一……一八七
河南の軍事平定したるも遂に蔣・閻二大勢力の對立を奈何せん……一〇一……二〇七
露支正式會議開催の運びに到達するまで……一〇一……三三一
南北對峙の白熱化せる時閻氏突如下野外遊を表明す……一〇二……三〇九
日支關稅協定成り正式調印を終る……一〇二……三三六
時局を他所に第三次中央執監全體會議……一〇二……三四一
蔣・閻再び中原に相對峙す……一〇三……四五七
日支關稅協定の其の後と治外法權問題の交渉開始に就て……一〇三……四八〇
露支正式會議開催近し……一〇三……四八九
上海臨時法院の回收に就て……一〇三……四九八
北方政府樹立の成否如何……一〇四……五七一
勞農の慘虐に堪えず露領を脱出せる鮮農五萬に及ぶ……一〇四……五五七
日支關稅協定正式調印を了す……一〇四……五八一
威海衛還附協定成立す……一〇四……五八七
支那全權莫德惠氏一行愈々入露す……一〇四……五九一
對在滿鮮人歸化權附與方針の確立に就て……一〇五……六九九
南蔣・北閻の抗爭終幕に入る……一〇五……七〇九
間島に於ける支那官憲の兇暴言語に絶す……一〇五……七二五
露支正式會議と東鐵買收問題……一〇五……七三一
鮮人共產黨員の間島に於ける大暴動……一〇五……七三八
沿海州の騷亂說……一〇五……七四五
南北戰の情勢と政局の概觀……一〇六……八二〇
間島共產黨暴動事件後開……一〇六……八四四
漢口日佛租界無條件回收を企む國民政府……一〇六……八五四
汪氏の北上と新政府組織の進展……一〇七……九三三
兩湖・江西に共產軍蜂起し長沙陷り武漢・南昌・九江危殆に瀕す……一〇七……九四八
南軍濟南の奪回を目標に再び猛攻を開始し北軍不利に陷る……一〇七……九六四
南北の政戰局勢と東北政權……一〇八……一一〇五
北方政府の成立と南北の對立……一〇八……一一一七
南支北滿の共匪と共產黨今後の發展計畫……一〇八……一一三一
戰局は津浦より隴海に再轉平漢線に移り南北兩軍持久戰に入る……一〇八……一一四四
張氏和平通電を出し時局戡定す……一〇九……一二七四
支那兵我が警官を射殺す……一〇九……一三〇二
露支正式會議再開序幕戰……一〇九……一三〇七
間島事件の其の後……一一〇……一三八八
露支交渉停頓か再開か……一一〇……一四〇九
戰事戡定後の勢局と蔣・張南京の會見……一一〇……一四一六
來秋開かるべき太平洋會議に就て……一一一……一五四四
國民政府の漢口日佛租界回收提議……一一一……一五五六
時局の大詰とも觀るべき四中全會……一一一……一五六一
露支の交渉再開と莫全權の歸國……一一一……一五七五
蔣・張會見後の支那局勢……一一一……一五八一

【經濟】

滿洲支那側紙幣の暴落……一〇〇……一
撫順炭値下實施と其の影響……一〇〇……六一
內地向雜穀の品質統一問題……一〇〇……六二
關東廳物價調査規程成る……一〇〇……六七
窮境に喘ぐ滿洲各地の華商……一〇〇……七七
支那輸入稅を金單位徵收に改む……一〇〇……一八一
豆油豆粕の輸出附加稅の免除と輸出稅の輕減……一〇一……二三〇
銀價暴落中の支那爲替市場……一〇一……二三二
大連市中央卸賣市場の改善案……一〇一……二四六
油坊特產關係の營業稅其他低減問題……一〇二……三五〇

在滿各取引所に於ける現下の諸問題……一〇二……三五一
銀價更に低落す……一〇二……三六一
撫順炭の減產問題……一〇三……五〇五
奉天製麻愈々休業す……一〇三……五〇八
州內漁業者保護案……一〇三……五一〇
貔子窩に於ける大日本鹽業會社粉碎洗滌工場設置……一〇三……五一四
大連油坊の近況……一〇三……五一五
歐洲向豆油の輸出增加と運賃引上……一〇三……五一六
國民政府の銀價維持策……一〇三……五一七
シビリスキー商會の沒落……一〇三……五一九
大連に於ける麥粉の解合と其取引改善問題……一〇三……五二〇
滿洲見本市の具體案成る……一〇三……五二四
滿洲果實出荷組合設立問題……一〇四……五九七
鳳凰城黃煙組合組織改善とその將來……一〇四……六〇五
安東豆粕の鮮內輸入激減……一〇四……六〇八
營口に於ける穀類の輸出禁止問題……一〇四……六一〇
廣信公司の改組と特產物輸出計畫……一〇四……六一三
東北銀行取付けらる……一〇四……六一四
范家屯取引所の新設請願……一〇四……六一五
札賚諾爾炭礦遂に廢棄か……一〇五……七四九
國民政府の金塊銀貨の禁輸と銀價の近況……一〇五……七五一
安東の特惠關稅廢止と鮮鐵運賃値下問題……一〇五……七五八
南滿各港の輸出附加稅徵收……一〇五……七六〇
輸入組合の貸付限度擴張と大汽の運賃割引……一〇五……七六三
三井の訴訟事件と外國商社の登記問題……一〇六……八五九
四平街昭和精穀所問題……一〇六……八六三
天津海關强制接收問題……一〇六……八六五
哈大洋の暴落に惱む北滿經濟界……一〇六……八七三
米國新關稅の滿洲特產に及ぼす影響……一〇六……八七五
滿洲金融組合の成績概要と資金增加問題……一〇六……八七七
滿洲商工會議所聯合會臨時總會開催さる……一〇六……八七九
昭和五年上半期の關東州鹽業成績……一〇七……九七四
滿洲產製油原料取引協定成立す……一〇七……九七八
東北四省遂にマッチ專賣制を布くか……一〇七……九八七
黑龍江官帖の暴落と廣信公司の對策……一〇七……九八九
大連五品取引所資本金を半減す……一〇七……九九二
大連錢鈔取引所の手數料引下問題……一〇七……九九五
大連錢鈔取引所の豫託金問題……一〇七……九九八
第一回滿洲見本市の成績と公開問題……一〇七……九九九
本溪湖煤鐵公司熔鑛爐の火を吹卸す……一〇八……一一五二
滿洲通過金融界近況……一〇八……一一五五
露國官憲の浦鹽鮮銀支店壓迫問題……一〇八……一一五八
秦皇島積出歐洲向特產運賃率問題……一〇八……一一六一
大連農事會社の移民費低減……一〇九……一三一一
滿洲產苹果の南洋輸出……一〇九……一三一四
關東州鹽の振興策に就て……一〇九……一三二一
長春の邦商銀建賣込みを計畫す……一〇九……一三二三
哈爾濱支那銀行の貸出停止……一〇九……一三二五
滿洲經濟界の仲秋節關越へ……一一〇……一四三一
逆鞘相場を現出せる豆粕……一一〇……一四三五
米價對策と朝鮮輸入粟禁止問題……一一〇……一四三七
關東州輸入煙草の州外輸出阻止……一一〇……一四四〇
奉天取引所の特產上場問題……一一〇……一四四一
露貨の賣買禁止に就て……一一〇……一四四三
全國工商會議に於ける各種提案……一一一……一五九八
滿洲果實出荷組合の設立……一一一……一六三二
最近に於ける特產市況……一一一……一六三三
大連五品取引所の更生と傳へらるゝ振興策……一一一……一六三六

【交　通】

大連港定期船の運賃引下げ……一〇〇……七五
噂に上る北寧鐵路の滿鐵牽制策……一〇〇……八一
大連海運業者の海事法令統一要望……一〇一……二四三
洮索鐵道の工事現況……一〇一……二五〇
大連港船舶給水料金値下問題……一〇二……三五八
葫蘆島築港の借款契約に就て……一〇二……三六四
支那船舶の船員免狀問題……一〇四……六一九
會寧、間島間の自動車交通開始……一〇四……六二四
最近に於ける東北四省の鐵道敷設計畫……一〇五……七六五
支那側鐵道の銀貨暴落より受くる影響……一〇六……八八二
起工式後に於ける葫蘆島築港……一〇七……一〇〇三
松花江航行權問題……一〇七……一〇〇九

支那側鐵道の水害……一〇八……一二六四
上海に於ける大無線電信臺の竣工……一一〇……一四四五
北平・吉林間直通列車運轉……一一〇……一四四八
招商局の整理國營……一一一……一六三四
最近の東支鐵道に於ける重要問題……一一一……一六四七
浦口・奉天（京遼）直通旅客列車の運轉開始……一一一……一六五一

【社　會】

最近に於ける勞働紛議……一〇〇……八五
舊曆年關に於ける上海の勞働風潮……一〇一……二五二
上海に於ける勞働界最近の空氣……一〇三……五三七
滿洲に於ける郵務工會の再組織運動……一〇四……六二六
四洮鐵路同人協進會の組織に就て……一〇五……七六九
最近支那各地に於ける勞働風潮……一〇七……一〇一三
上海に於ける勞働風潮……一〇八……一一六八
在支外國汽船乘組中國人海員の增俸運動……一一〇……一四五一
滿洲に於ける最近の勞働紛議……一一〇……一四五三

◇資　料

東支鐵道商業部附帶事業課及經濟調査局の近狀……一〇〇……一〇三
國民政府の民法（債編）……一〇〇……一〇六
呼海鐵道紀要（一）……一〇〇……一三七
支那鑛業法草案……一〇〇……一六三
開灤炭礦昨年度の成績……一〇一……二六七
國民政府の民法（債編）……一〇一……二七四
東北交通委員會暫行組織條例……一〇一……三〇三
東北交通委員會電政管理局章程……一〇一……三〇六
呼海鐵道紀要（二）……一〇一……三八二
國民政府の民法（物權）……一〇一……四〇八
支那に於ける工場法の完成……一〇一……四二四
國民政府縣政府組織法……一〇一……四三七
國民政府の民法（物權）（二）……一〇三……五三九
齊克鐵路購地章程……一〇三……五五四
齊克鐵路工程局各驛市街地拂下章程……一〇三……五五九
松花江鐵道……一〇三……五六二
海林、寧古塔地方の甜菜栽培に就て……一〇三……五六八
ケメラー委員會の支那幣制改革法案……一〇四……六四一
支那に於ける勞資爭議處理法……一〇四……六六〇
圖們江岸鐵道と天圖鐵道の將來……一〇四……六六七
吉海鐵道沿線事情……一〇四……六七三
滿洲各通貨の歷史的研究……一〇五……七八六
蒙藏委員會主催の蒙古會議に提出すべき黑龍江省政府の對蒙政策建議案……一〇五……七九三
葫蘆島築港關係資料……一〇五……八〇七
間琿十八箇處鮮人民會長聯合會議……一〇五……八一二
滿洲各通貨の歷史的研究……一〇六……八九九
國民政府の公布せる支那新鑛業法譯文……一〇六……九一四
蒙古盟旗組織法……一〇六……九三〇
滿蒙移住漢民の數的考察……一〇七……一〇三三
支那新鑛業法に就て……一〇七……一〇四九
三井物產支店の登記問題……一〇七……一〇六一
國民政府土地法……一〇七……一〇六五
吉林省政府公布の修訂商埠租建章程……一〇七……一〇九三
國民政府工會法施行法を公布す……一〇七……一〇九九
安南に關する佛支間の條約……一〇七……一一〇一
國民政府土地法（二）……一〇八……一一八八
葫蘆島築港事情（一）……一〇八……一二〇九
關東廳第五回經濟調査會……一〇八……一二三五
最近裏日本諸港より見たる日本海々運の諸相……一〇八……一二五六
蓋平の抹銀……一〇九……一二三九
葫蘆島築港事情（二）……一〇九……一二四二
公司註册（會社登記）暫行規則……一〇九……一二五五
公司註册暫行規則補充辦法……一〇九……一二六六
支那に於ける地名變化……一〇九……一二六八
外蒙古人口家畜統計……一〇九……一二七六
間島に於ける支那軍警と共匪の兇暴……一一〇……一四六八
安達站糧石交易所に就て……一一〇……一五〇二
中國農產物收穫豫測の準備的試驗……一一〇……一五〇六
黑龍江省官銀號現行章程……一一〇……一五二一
廣信公司清理處簡章……一一〇……一五三四
廣信公司改組に關する布告……一一〇……一五三五

黑龍江省官銀號附屬營業章程……一一〇……一五六
東三省官銀號現行章程……一一〇……一五九
上海市社會局工場視察暫行規則……一一〇……一五四
瀋海沿線特產事情……一一一……一六六
一九三〇年度の甘珠爾定期市……一一一……一六八

◇經濟統計

滿鐵事業統計概表……各號
日滿經濟統計概數……各號
昭和四年度滿洲支那移民統計(三月)……一〇三……三〇
遼寧全省戶口統計表(四月)……一〇三……三七
昭和五年第一回農產物收穫高豫想(七月)……一〇六……三〇
昭和五年上半期關東州鹽生產及輸出高月別表(八月)……一〇七……二八
一九三〇年度前半期各國鐵道營業成績表(九月)……一〇八……二六
昭和五年第三回農產物收穫高豫想(十一月)……一一〇……三〇
◆新著圖書目錄……各號
◆支那公報類索引目錄……各號
◆近著雜誌滿蒙支那關係重要記事索引……各號
◆滿鐵各課近刊紹介……各號

滿鐵調査課刊行圖書

(自昭和五年五月至昭和六年五月)

當課刊行圖書取次販賣所

大連市紀伊町九一
中日文化協會

東京市麹町區內山下町一丁目一番地(東洋ビル三階)
東亞經濟調査局

東京市日本橋區通二丁目
丸善株式會社

東京市神田區中猿樂町二
株式會社 巖松堂書店

大連市浜速町二丁目一三八
大阪屋號書店

政治

滿鐵調査資料第百三十三編
民國十八年公布
東三省地方法令
菊版四八四頁 附錄七四頁 定價金三圓

滿鐵調査資料第百三十七編
國民政府制定
中華民國民法對譯 總則編 債編 物權編
菊版二九四頁 定價金一圓七十錢

パンフレット第七十三號
商租權概說
四六版二八頁 定價金十錢

滿鐵調査資料第百五十編
支那航行權概論
菊版一七七頁 定價金七十錢

滿鐵調査資料第百四十九編
黑龍江省の財政
菊版一四六頁 定價金八十五錢

國民政府制定
中華民國民法對譯 親族篇 相續篇
菊版八〇頁 定價金六十錢

民國十八年度
國民政府財政報告
菊版二五二頁 定價金二十七錢

經濟

滿鐵調査資料第百三十一編
滿洲材の日本に對する價値
菊版二〇六頁 定價金一圓二十錢

滿鐵調査資料第百五十八編
大連に於ける **特産物の取引及採算**
菊版 四一九頁 定價 金一圓五十錢

パンフレット第七五號
銀問題の大要
滿鐵調査資料第百三十二編
菊版 四九頁 定價 金十三錢

昭和四年 **滿洲油坊現勢**（統計編）
滿鐵調査資料第百三十五編
菊版 四六倍版 四八頁 定價 金七十五錢

昭和四年 **滿洲油坊現勢**（記述編）
滿鐵調査資料第百三十五編
菊版 二五頁 定價 金五十錢

滿洲産業叢書第一輯
滿洲の農業
滿鐵調査資料第百三十二編
菊版 二〇五頁 定價 金一圓十錢

滿洲産業叢書第六輯
滿洲に於けるセメント工業と其の需給狀況
滿鐵調査資料第百三十六編
菊版 二〇五頁 定價 金一圓八十錢

支那改訂金單位輸入稅率表
（附錄日支關稅協定）
滿鐵調査資料第百三十八編
菊版 六七頁 附錄二頁 定價 金九十錢

滿洲及北支那に於ける **獸骨と骨粉**
滿鐵調査資料第百三十八編
菊版 一一八頁 定價 金八十錢

改訂 **滿洲に於ける通貨と金融の概要**
パンフレット第五十四號
菊版 七八頁 定價 金五十錢

パンフレット第七十二號
滿洲の柞蠶
菊版 一〇三頁 定價 金六十五錢

パンフレット第八號
滿蒙より何を期待すべきか
四六版 六七頁 定價 金九十錢

滿洲産業叢書第六輯
滿洲の纖維工業
菊版 二五二頁 定價 金十九錢

滿鐵調査資料第百四十五編
各國植民地銀行制度
菊版 百九十六頁 定價 金一圓三十錢

滿鐵調査資料第百四十三編
北滿地方に於ける特産物の取引及採算
菊版 七十四頁 定價 金一圓

民國十九年公布 **東北五省地方法令**
滿鐵調査資料第百五十五編
菊版 三七六頁 定價 金二圓五十錢

大連を中心として觀たる **銀市場と銀相場の研究**
滿鐵調査資料第百四十二編
菊版 百八十九頁 定價 金一圓五十錢

南滿洲に於ける石灰業
滿鐵調査資料第百四十七編
菊版 附表七一二頁 枚一

關東州鹽田芒硝に關する調査資料
滿鐵調査資料第百四十八編
菊版 一五頁

滿洲に於ける糧機
滿鐵調査資料第百五十一編
菊版 一〇三頁 定價 金七十五錢

改訂 **豆粕の飼料化に就ての考察**
パンフレット第六十七號
菊版 四六頁 定價 金二十錢

支那銀行關係規定集
滿鐵調査資料第百五十四編
菊版 二四九頁 定價 金二圓五十錢

交通
支那の對外交通經濟借款
滿鐵調査資料第百四十編
菊版 三七四頁 定價 金二圓六十錢

勞働移民
滿洲出稼 **移住漢民の數的考察**
菊版 二六二頁 定價 金一圓八十錢

統計

昭和四年 關東州鹽業統計
菊版七〇頁 定價 金一圓四十錢

昭和四年 滿洲經濟統計
四六倍版五六頁

滿洲產業統計
四六倍版四四一頁 定價 金一圓二十錢

昭和五年第一回 東三省農產物收穫高豫想
四六倍版二六頁

昭和四年 北支那貿易年報 上編 滿洲
四六倍版七一八頁 定價 金二圓五十錢

昭和三年度 滿蒙交通統計
四六倍版七九頁 定價 金一圓五十錢

昭和四年 滿洲貿易詳細統計
四六倍版四四五〇頁 定價 金二十圓五十錢

滿洲參考物價統計
四六倍版四九九頁 定價 金一圓二十錢

昭和四年 北支那貿易年報 下編
四六倍版二三二頁 定價 金二圓五十錢

露亞經濟調査叢書 (大阪毎日新聞社 東京日々新聞社發行)

ソウエート政府の民族政策に關する法規集成
第一卷 (菊版二八五頁)
第二卷 (菊版二四二頁)
共定價 金三圓八十錢

巴爾虎(呼倫貝爾)の經濟概觀
菊版四四六頁 定價 金五圓七十錢

露西亞經濟史
菊版七一八頁 定價 金四圓

ソウエート聯邦國勢統計十年史
菊版四八三頁 定價 金六圓

滿洲植物誌 第五卷
菊版三七四頁 定價 金五圓

支那農民の北滿植民と其前途
菊版四〇二頁 定價 金四圓

ヤクウト共和國 第三卷
菊版一九〇頁 定價 金三圓三十錢

雜

昭和四年 滿洲政治經濟事情
菊版三一七頁 定價 金一圓五十錢

奉天昭陵調査報告
四六倍版一四一頁 定價 金一圓七十錢

滿鐵調査資料第百四編 改訂 滿蒙要覽
菊版三三二頁 定價 金一圓三十錢

昭和六年七月十八日印刷
昭和六年七月二十三日發行

定價金參圓

編輯兼發行人　南滿洲鐵道株式會社總務部調査課　佐田弘治郎
印刷人　大連市吉野町三十四番地　高瀨又五郎
印刷所　大連市吉野町三十四番地　松浦屋印刷所
發行所　南滿洲鐵道株式會社

取次販賣所　大連市紀伊町九十一番地　社團法人　中日文化協會

法政図第一課
34.5.26
調査立法考査局

CL
NO. 12124